



山梨県民信用組合

皆様のベストパートナーをめざして



山梨県民信用組合

2022

ディスクロージャー





## 当組合の概要 (令和4年3月31日現在)

### CONTENTS

■ ごあいさつ .....	2
■ 事業の概況 .....	3
■ 地域社会への取組み .....	5
■ 当組合の体制 .....	11
■ 営業地区、店舗・ATM一覧 .....	17
■ 資料編 .....	19
■ 用語の解説 .....	37
■ 各種お問い合わせ先 .....	37
■ 索引 .....	38

◇ 設 立	昭和28年4月
◇ 本 部	甲府市相生一丁目2番34号 TEL (055) 228-5151
◇ 本店営業部	甲府市相生一丁目2番34号 TEL (055) 220-7800
◇ 店舗数	34店舗
◇ 組合員数	110,042人
◇ 出資金	34,752百万円
◇ 預 金	399,994百万円
◇ 貸出金	201,826百万円
◇ 常勤役職員数	299人
□ ホームページ・アドレス	<a href="https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp">https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp</a>

# ごあいさつ



皆様には、平素より山梨県民信用組合に対しまして、格別なご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。ここに、私ども山梨県民信用組合の現況をよりご理解いただくために、令和3年度決算期（令和4年3月期）における事業内容を収めた『2022 ディスクロージャー』誌を作成いたしましたので、ご高覧を賜りたいと存じます。

当組合の主たる営業地域である山梨県内における令和3年度の経済情勢は、総じてみれば底堅く推移いたしました。私どもの主たるお取引先である中小規模事業者の皆様方の経営環境は依然として厳しい状況が続きました。2年以上にも及んだコロナ禍も一部には収束に向けた動きが出始めましたが、飲食・観光・宿泊業等サービス業を中心とした一部の業種の売上高は依然としてコロナ禍以前の水準を回復しておらず、加えて、ロシアのウクライナ侵攻により、原材料価格の高騰、素材不足、人不足の問題は、更に深刻さを増しております。また、足元では、為替の円安も相まって、幅広い業種や企業に悪影響を及ぼしております。

しかし、一方では、こうした厳しい時だからこそ、相互扶助、共存共栄の精神に基づき、私ども協同組織型の金融機関がお客様のお役に立つ時でもあると考えております。お客様にしっかりと寄り添ったきめ細かな対応に基づくオーダーメイド型の金融サービスを提供し、懸命にご努力なさっているお客様への資金繰り支援はもとより、私どもの持つ経営資源と様々なネットワークを駆使して、売上の増加や事業収支の改善、事業再生や経営改善に向け、具体的な対策を提案するなど、多角的な支援を行ってまいります。また、アフターコロナを見据えて、新たな事業展開や新規創業にチャレンジなさろうとしているお客様の資金需要にも積極的に対応してまいります。

令和4年3月期の業績につきましては、「経営改革プラン」に基づく集中的な不良債権処理が令和2年度で完了し、当該処理費用が大きく減少したことなどから最終的な当期純利益は、6期ぶりの黒字を計上いたしました。これは、偏に、組合員の皆様からの温かなご支援とご協力、そしてご理解の賜物であり、深く感謝申し上げます。

引き続き、厳しい経済環境下ではありますが、これからも地域の信用組合として、組合員及び地域の皆様に、より一層の貢献を果たすべく、「皆様のベストパートナー」として、役職員一同、共に力を合わせてまいりますので、ご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

理事長 南 邦 男

## 経 営 理 念

1. 地域社会の健全な発展と持続に貢献
1. 健全かつ信頼される組合経営の構築

## 経 営 方 針

1. 法令等遵守態勢、内部管理態勢の整備・強化
1. 経営力、組織力の強化
1. 健全経営の維持・確保

## 事業の概況

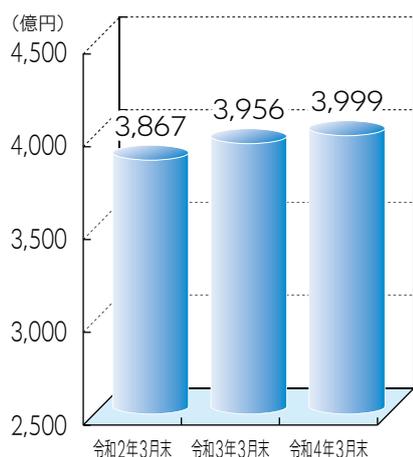
令和4年3月期の預金・積金残高につきましては、個人預金や一般法人預金は減少したものの、公金預金が増加したことなどから、前期末比43億円増加の3,999億円となりました。貸出金残高につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様への支援に全力で取り組んだことなどから、前期末比18億円増加の2,018億円となりました。また、当組合の使命であると考えっております中小規模事業者向け貸出残高につきましては、積極的な資金供給に取り組んだことなどから、前期末比25億円増加の1,202億円となりました。

収益面につきましては、貸出金利息などの資金運用収益が減少したものの、生産性の向上や効率化への取り組みにより経費削減が一層図られたことなどから、コア業務純益は前期比1億27百万円増加の8億87百万円を計上いたしました。また、業務純益は、前期に計上していた一般貸倒引当金の戻入益が今期は大幅に減少したことなどから、同比9億86百万円減少の10億76百万円を計上いたしました。

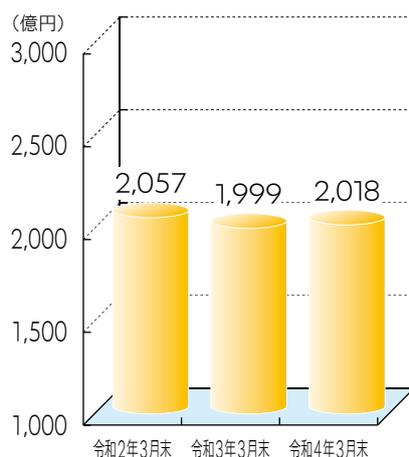
当期純利益は、前期までの3年間で実施した「経営改革プラン」に基づく、集中的かつ抜本的な不良債権処理が終了し、同処理費用が大幅に減少したことなどから、10億18百万円を計上いたしました。

### ◆ 預金・貸出金の状況

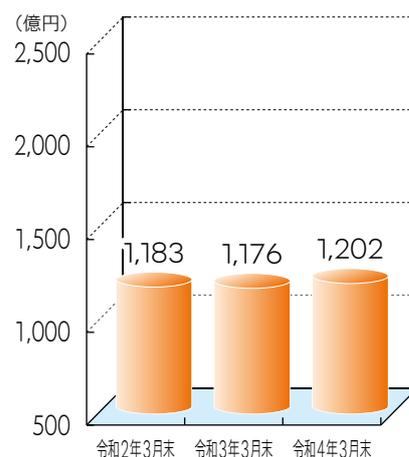
#### ■ 預金・積金残高



#### ■ 貸出金残高

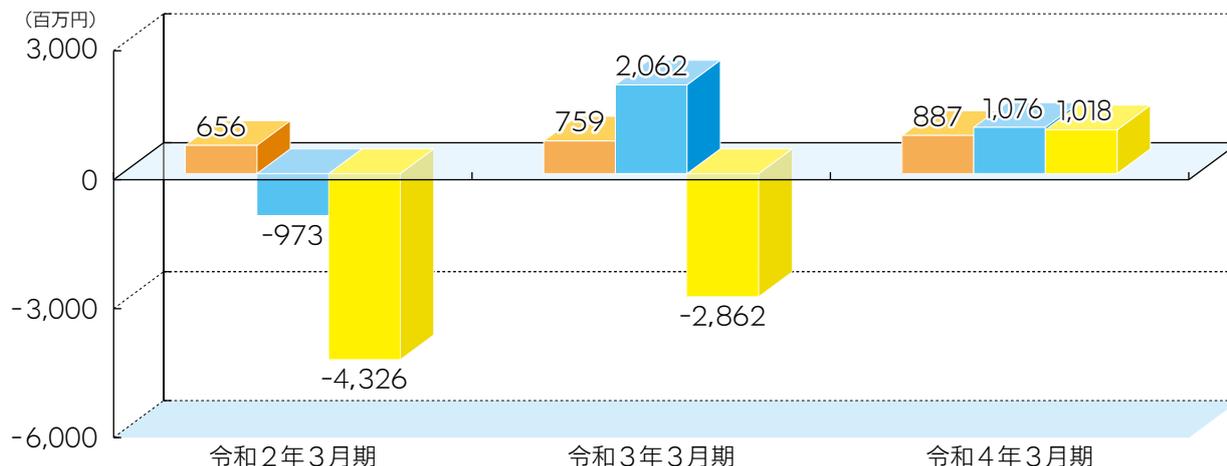


#### ■ 中小規模事業者向け貸出残高



### ◆ 収益の状況

#### ■ コア業務純益 ■ 業務純益 ■ 当期純利益



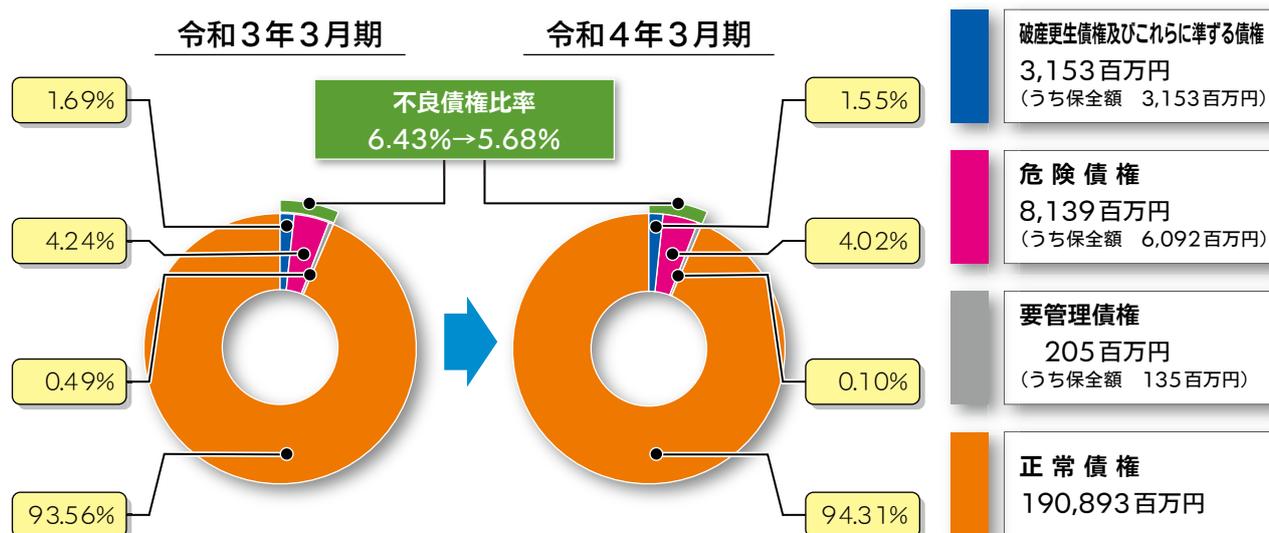
◆ 不良債権残高・比率の推移（金融再生法開示債権）

平成30年度策定の「経営改革プラン」に基づく集中的かつ抜本的な不良債権処理が、令和3年3月末で終了し、資産の健全化は大きく進展しました。これにより、当組合の財務内容の健全性は、より一層強固なものとなりました。

令和3年度につきましても、不良債権処理を継続しており、令和4年3月末時点の不良債権額は、前期末比で14億円減少し、不良債権比率は6.43%から5.68%に改善（△0.75ポイント）しております。

今後も、より一層、経営基盤の強化に努め、地域の皆様方に寄り添う地域密着型の金融機関として、お客様の本業支援・事業承継等の取組みに対し、積極的なサポートを展開してまいります。

◆ 不良債権の状況（金融再生法開示債権）



◆ 店舗新築移転の状況



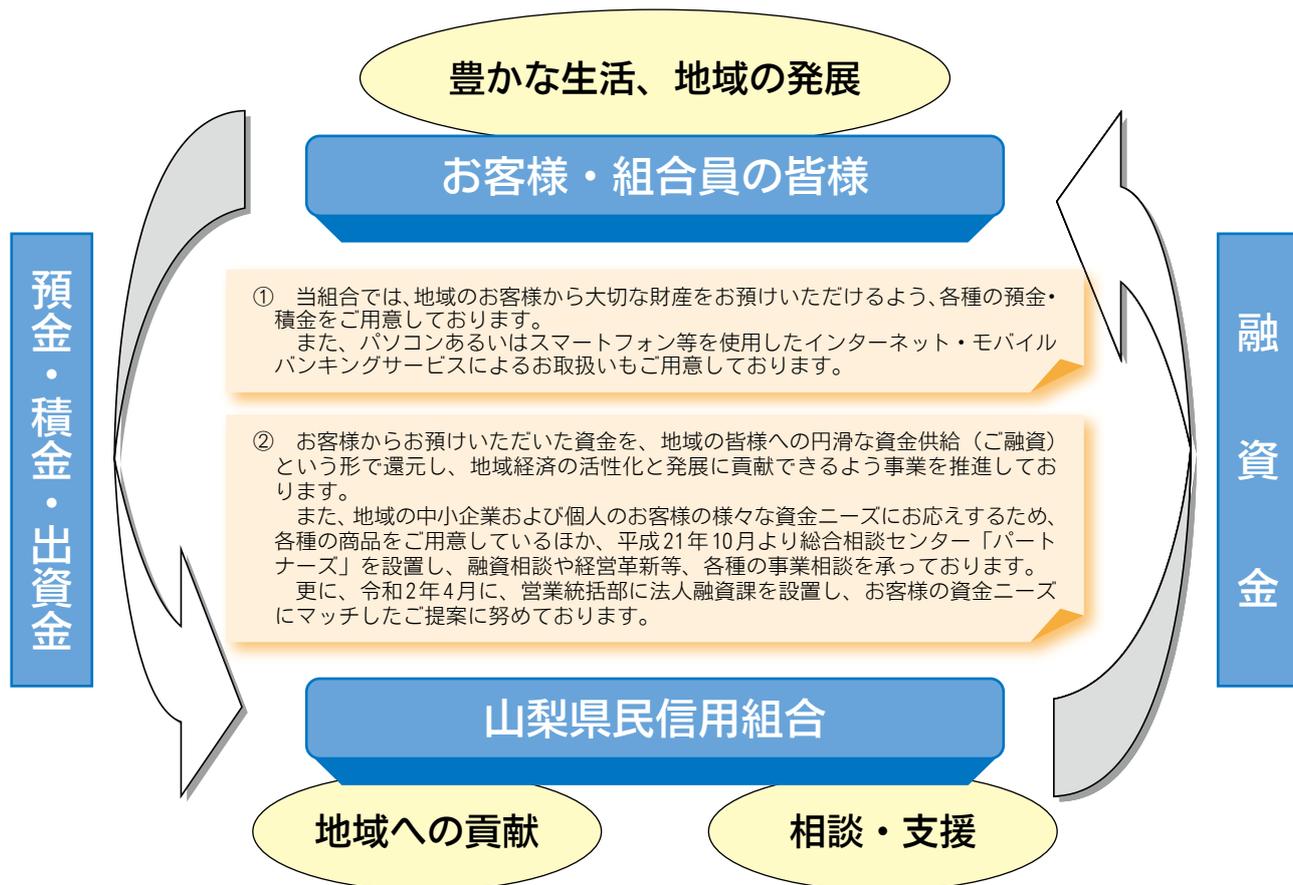
令和3年6月、「御勅使支店・白根支店 合同店舗」が新築移転オープンいたしました。

## ▶ 地域貢献への取組み

当組合では、「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念に掲げております。

この経営理念の実現のため、協同組織金融機関の本業として、地域の皆様からお預かりした大切なご預金を、地域で資金を必要とされているお客様にご融資することで地元へ還元し、地域の皆様の豊かな生活と地域経済の活性化・発展に貢献させていただいております。

近年、地域の活性化と再生に向けた地域金融機関の取組みの重要性は一段と増しておりますことから、当組合では地域の皆様の期待にお応えするため、相互扶助の精神のもと役職員一同努力を積み重ね、お客様に信頼される信用組合であり続けたいと考えております。



豊かな生活、地域の発展

お客様・組合員の皆様

預金・積金・出資金

融資金

① 当組合では、地域のお客様から大切な財産をお預けいただけるよう、各種の預金・積金をご用意しております。  
また、パソコンあるいはスマートフォン等を使用したインターネット・モバイルバンキングサービスによるお取扱いもご用意しております。

② お客様からお預けいただいた資金を、地域の皆様への円滑な資金供給（ご融資）という形で還元し、地域経済の活性化と発展に貢献できるよう事業を推進しております。  
また、地域の中小企業および個人のお客様の様々な資金ニーズにお応えするため、各種の商品をご用意しているほか、平成21年10月より総合相談センター「パートナーズ」を設置し、融資相談や経営革新等、各種の事業相談を承っております。  
更に、令和2年4月に、営業統括部に法人融資課を設置し、お客様の資金ニーズにマッチしたご提案に努めております。

山梨県民信用組合

地域への貢献

相談・支援

### 山梨県民信用組合のお約束

～ 組合員様や地域の皆様への私たちのお約束 ～

『地域貢献』

「私たちは、常に組合員や地域の皆さまのために何ができるのか提案し、実践に移すことにより地域の発展に貢献します。」

『職場づくり』

「私たちは、やりがいと成長を感じる活気に満ちた職場を創ります。」

『行動指針』

「私たちは、組合員や地域の皆さまに、より良いサービスを提供し続けることをお約束します。」

『目標達成への意欲』

「私たちは、目標達成に向け、情熱をもって行動します。」

『コンプライアンスの取組』

「私たちは、組合員や地域の皆さまはもとより、家族や友人に説明できないことは決していたしません。」



うさけん



うさみん

経営理念の実現に向けて、『山梨県民信用組合のお約束』を策定し、日々取組んでおります。

## お客様からのご預金

当組合は、お客様の着実な資産作りのお手伝いをさせていただくため、新商品開発やサービスの充実に努めております。

### 主な預金商品など

詳細はHPをご覧ください。

#### 年金受給者優遇

- 「新ゆとり定期預金」
- 「新ゆとりプラス定期預金」

#### 豊かなセカンドライフのために

##### 退職金定期預金

#### ご家族からの大切な資産を

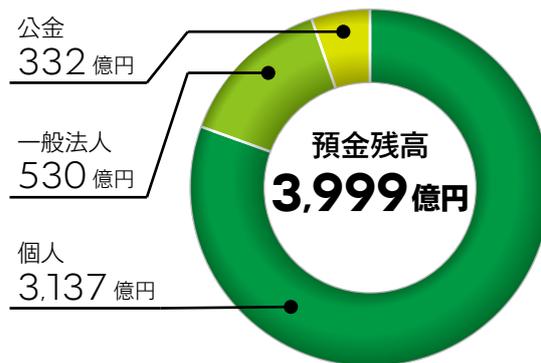
##### 相続定期預金「家族の架け橋」

#### すぐに必要になるお金に備える

##### しんくみ相続信託（元本保証）

#### 職域提携先の皆様をしっかりとサポート

##### 職域サポートプラン「ベストパートナー」



## お客様へのご融資

お客様からお預かりした大切な資金は、地域発展に寄与できるよう、地元中小企業の皆様へのご融資のほか、住宅ローンや消費者ローンなど個人のお客様へご融資しております。

今後もお客様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。

### 事業者様向けの主な融資商品

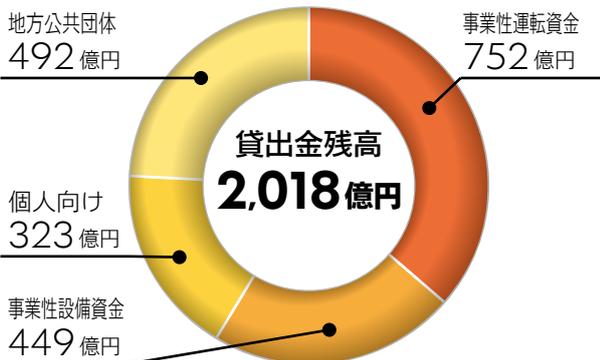
詳細はHPをご覧ください。

- ローン**
  - ベンリー 500
  - あんしん 8000
  - 事業者ローン
  - ビジネスローン
- 環境配慮**
  - 「山梨県産木造木質化資金」
- 一般事業資金**
  - 事業者応援融資「スクラムR」
  - 県や市町村の制度融資 等

### 個人のお客様向けの主な融資商品

詳細はHPをご覧ください。

- 住宅ローン**
  - けんみん信組住宅ローン
  - ソーラー住宅ローン
  - リフォームローン「エコ・アシスト」
  - 無担保住宅借換ローン
  - フラット 35
- 教育ローン**
  - カードローン型「ウィッシュ」
  - 証書貸付型「イノベーション」(WEB完結型もご用意)
- マイカーローン**
  - エボリューション
- その他ローン**
  - フリーローン「プログレッシブ」
  - フリーローン「チョイス」(WEB完結型もご用意)
  - 多目的ローン「バリエブル」
  - 大型カードローン「ソリューション」(WEB完結型もご用意)
  - 「マイプレジャープラス」



## ご融資以外の運用 (2,213 億円)

お客様からお預かりした大切な資金は、上記ご融資のほか、預け金や有価証券等により安全性を重視した運用を行っております。



## ◆ 社会的・文化的地域貢献活動

当組合の活動は、地域とけんみん信組をつなぐ情報誌「ぱーとなーず」に詳しく記載してあります。

情報誌「ぱーとなーず」は、店頭またはHPでご覧いただけます。  
(HPではバックナンバーもご覧になれます。)

[https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp/partners\\_im.html](https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp/partners_im.html)



- 「やまなしジュエリーウィーク」イベントの応援、  
「ぱーとなーず」での飲食店紹介・ランチデーの実施  
地域の皆様とのふれあいを大切にするため、地域行事への参加・協賛を行うなど、地域に密着した活動を積極的に行ってまいりました。

令和3年度は、山梨県水晶宝飾協同組合が主催する「やまなしジュエリーウィーク」において、本店をはじめ、女性職員がジュエリーを着用して窓口業務を行い、同イベントを応援しました。また、今般のコロナ禍により、特に大きな影響を受けている飲食業界を応援するため、組合情報誌「ぱーとなーず」にて飲食店紹介を行うとともに、前年に引き続き、役職員の昼食時には、地域の飲食店からテイクアウト弁当を購入するランチデーを定期的に行いました。



ぱーとなーず第55号



ランチデー

- 「しんくみの日週間」の社会貢献活動  
「しんくみの日週間」(9月1日～7日)では、当組合を含め全国の信用組合で様々な社会貢献活動が行われています。

当組合では献血運動や花の種の配布、歩道や公園等公共施設の清掃活動を全役職員で取り組みました。

- しんくみピーターパンカードを通じた社会貢献  
当組合では、信用組合業界の社会貢献施策の一つとして、「難病や障害を持つ子供とその家族の支援及び健全育成」に取組まれている団体に対し、当組合で取扱いしております「しんくみピーターパンカード」の利用による寄付金をお贈りしております。

これまで平成16年度から延べ34団体に寄付金をお贈りし、令和3年度においては、二つの団体に総額692千円余りをお贈りいたしました。

- 「経営者クラブ」  
当組合では、熱意のある事業者の皆様へ経営者としての学習の場、情報交換の場を提供することを目的に、「経営者クラブ」を開催しております。令和3年度は、講師に三科公孝氏をお招きし、「今とこれからの効く～経営戦略再構築」、「withコロナ・afterコロナに効く～マーケティングとブランディング」、「無理なく実践できるDX」等をテーマに全4回に亘りセミナーを開催し、好評をいただきました。

これからも地域の経営者の皆様に有意義な場を提供し、地域のネットワークの強化に努めてまいります。



けんみん信組  
「経営者クラブ」セミナー

- 地域・行政とのネットワーク強化  
当組合では、店舗窓口機能、ATMを搭載した移動金融車を導入しております。令和3年2月に、山梨県と「災害時における移動金融車による電源供給等に関する協定」を締結いたしました。台風等による地域停電や災害等の発生時には、県と連携して被災地へ移動金融車を派遣して、電源供給等の支援を実施するとともに、被災地の金融支援などに活用してまいります。

このほか、令和3年度は東京都府中市にある警察大学校財務捜査研修センターにおいて、全国から派遣された警察官に対して「金融機関の企業実態の把握」について当組合の職員が講義を行いました。

災害時の移動金融車による電力供給等に関する協定 締結式



山梨県と「災害時における移動金融車を活用した電力の供給等に関する協定」を締結



災害時対応可能な移動金融車

## ◆ 社会的・文化的地域貢献活動

### ●SDGs宣言

当組合では、経営理念である「地域社会の健全な発展と持続に貢献」に基づき、地域経済の活性化や地方創生、地域貢献等に積極的に取り組んでまいりました。

こうした取り組みは国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、今後更に取り組みを強化し、また、お取引先や地域の関係機関と連携し、地域の皆様とともに持続可能な社会の実現に努めてまいります。

## ◆ 相談活動

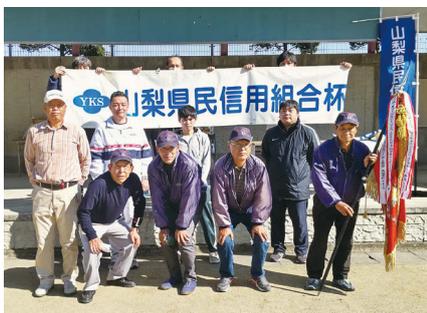
### ●総合相談センター『パートナーズ』の活動

総合相談センターは、開設以来、多くのご相談を受け賜っており、ビジネスマッチング、事業承継、経営革新および経営力向上など各種事業相談のほか、融資相談など多くのお客様にご利用いただいております。

また、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業における専門家派遣支援にも取り組んでいるほか、各種補助金の申請などのご相談にも応じておりますので、お気軽にご相談ください。

## ◆ 年金活動

当組合では年金お受取りのお客様に対しまして、お誕生日プレゼントの進呈や定期預金及びローン商品の金利優遇等のサービスを行っております。今後も年金お受取りのお客様にご満足いただけるよう、一層のサービス向上に取り組んでまいります。



### 山梨県民信用組合SDGs宣言

私たち山梨県民信用組合は「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念として、地域経済の活性化や地方創生、地域貢献等に積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、今後さらに取り組みを強化し、また、お取引先や地域の関係機関と連携し、地域の皆さまとともに持続可能な社会の実現に努めてまいります。

令和3年4月1日  
山梨県民信用組合  
理事長 南 邦男

重要課題と取組内容
SDGs

- 1 一人でも多くの人が金融サービスにアクセスできる取り組み**
  - ・ 農業事業者への融資（アグリサポート、農福）の推進
  - ・ 医師等への融資（メディカルパートナー）の推進
  - ・ 太陽光発電設備、バイオマス発電設備への融資の推進
  - ・ エコサポート融資の推進
  - ・ 林業事業者への融資（フォレスト）の推進
  - ・ 各種金融サービスの提供
  - ・ 事業者へのきめ細やかな訪問
- 2 地域経済の活性化のための取り組み**
  - ・ 各種経営支援
  - ・ 事業承継支援
  - ・ トランジションの業務提携による情報提供支援
  - ・ 産業雇用安定センターと連携協定
  - ・ しんくみ食のビジネスマッチング展参加
  - ・ 山梨テクノICTメッセへの出席
- 3 地方創生、地域貢献などよりよい未来を築くための取り組み**
  - ・ 障がい者を育成する団体への寄付（ヒートバンク協議会）
  - ・ 資格受検者への受験料助成
  - ・ 女性の積極的な登壇・営業職への登壇
  - ・ 定年退職に関する協定（山梨県）
  - ・ 高齢者の見守りネットワーク事業協定（甲府市）
  - ・ 富士山クラン活動
  - ・ 緑の奉還への寄付
  - ・ マネーロンダリング防止のための取り組み
  - ・ 災害時における移動金融車による電力供給等に関する協定（山梨県）
- 4 地域社会のステークホルダーに働きかけ、また、連携して働きかける持続可能性確保のための取り組み**
  - ・ 各種関係機関との連携協定

目標のベストパートナーをめざして

**山梨県民信用組合**

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

山梨県民信用組合は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SDGs宣言

### ～けんみん信組の年金特典～

**ご予約特典**

- ・ プレゼント進呈
- ・ ご請求時のご案内と  
 手続相談

**お誕生日**

プレゼント進呈  
(ご予約の方も対象)

**定期預金の金利優遇**

**ローン商品の金利優遇**

(同居のご家族も対象)

年金振込件数	36,677件（令和4年4月）
--------	-----------------

※令和4年4月の国民・厚生年金の振込件数は全国の信用組合中、第4位です。

### ●年金に関するご相談について

お客様の年金に関するご相談に対応できるよう、営業担当職員は年金アドバイザー検定試験の資格取得等により年金知識の習得に努めております。

また、本部の年金アドバイザーがフリーダイヤル **0120-487-652** により「年金のお問合せ」に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

## ▶ 地域密着型金融への取組み

当組合では、「地域密着型金融」を恒久的かつ日常的な取組みと位置付け、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」・「中小企業に適した資金供給手法の徹底」・「持続可能な地域経済への貢献」等の取組みを推進しております。信用組合の「強み」である地域社会に密着した営業活動を生かし、事業者の事業の発展・再生に対する支援態勢の強化に取組むとともに、地域のお客様の利便性向上に努めております。

## ▶ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

### 1. 中小規模事業者の経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念の一つとし、地域のお客様に対する信用供与の維持・拡大、および経営改善への取組みなど、地域の皆様への支援に積極的に取組んでおります。今後とも、お客様からのご相談に積極的に応じるなど、金融の円滑化に向けた取組みを持続・強化してまいります。

### 2. 中小規模事業者の経営支援に関する態勢整備

(1) 「金融円滑化推進部会」の設置（情報、対応状況等の管理）

(2) 専担部署の設置

- ・「営業統括部法人融資課」…………… 知識・経験が豊富な渉外職員を選抜した中小規模事業者支援の専担部署（地域を限定せず営業エリア全域の中小企業者のビジネスマッチング、他専担部署・外部機関との橋渡し、資金繰り支援、地域・業界情報の収集・還元などの支援を実施）
- ・「融資部融資課」…………… お客様の経営改善・早期事業再生支援、お客様の経営改善・コンサルティング業務に特化
- ・「総合相談センター」…………… コンサルティング機能発揮のための拠点（事業者向け経営相談〈事業再生改善等経営相談、情報提供、専門家の紹介等〉、営業店が収集したビジネスマッチング情報の集約およびフィードバック、営業店相談窓口のサポート等）

(3) 「お客様相談窓口」の設置

#### ◆受付時間

○各営業店 …………… 平日 午前9時～午後3時〈休業日を除く〉

○総合相談センター（パートナーズ）…………… 平日 午前9時～午後5時15分〈休業日を除く〉

**相談フリーダイヤル：0120-732-711**

### 3. 中小規模事業者の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開拓支援

新たな技術の種を創生する大学等の研究機関、企業、官庁が連携し、ニュービジネスの創出・育成や企業が抱える技術的な課題を解決していくという産学官連携の取組みが進められており、当組合職員13名が地元大学から客員社会連携コーディネータとして任命を受け、定期的にミーティングに参加し、お客様の課題を解決する支援を行っております。

また、創業支援に関する市町村との連携につきましては、当組合は23市町村（11市8町4村）において認定連携創業支援事業者に位置付けられております。各認定市町村との連携のもと、事業計画策定段階でのアドバイス、創業時の資金相談および創業後の事業の維持・拡大に関する相談に至るまで、きめ細かな創業支援に取組んでおります。

令和3年度の創業支援融資の実績 創業者数：25人 融資件数：29件 融資金額：174百万円

(2) 成長段階における支援

当組合では、お客様への支援取組みの一つとして、ビジネスマッチング情報のデータベースを構築し、お客様の売りたい・買いたい情報を集約し、お客様同士のマッチングに取組んでおります。このほか、経営塾の開催や、ビジネスマッチング展のご案内など、お客様のさらなる成長に向けた取組みを行っております。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合では、お客様のご要請に応じて、所管部署である「融資部融資課」が中心となり、計画目標を定め、きめ細かな経営改善支援および早期事業再生支援等に積極的に取組んでおります。

(4) 経営革新・経営力向上等の支援

中小企業等経営強化法に基づく「認定経営革新等支援機関」として、「各営業店」と「総合相談センター」が連携し、各種専門家の紹介・派遣による中小規模事業者の経営分析等への支援や、経営革新および経営力向上に対する支援に積極的に取組んでいるほか、経営分析や事業計画の策定、各種専門家の紹介・派遣などを通じて、地域社会の活性化に取組んでおります。

(5) 成長が見込める分野への取組み

農業、医療介護、環境関連は市場拡大が期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識から商品の開発を行い、お客様のご要望にお応えしております。

4. 地域の活性化に関する取組状況

地域社会への取組み（5～8ページ）をご参照ください。

経営改善支援の取組み実績

（単位：先、％）

	令和3年3月末 実績	令和4年3月末 実績
経営改善支援等取組先数	388	462
創業・新事業開拓支援先	26	37
経営相談先	189	193
早期事業再生支援先	39	86
事業承継支援先	3	19
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	131	127
期初債務者数	4,594	4,661
支援取組率	8.44	9.91

▶ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と代表者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	53件	57件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.79%	1.13%
保証契約を解除した件数	4件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	0件

▶ 「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえた取組み状況

「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえ、令和2年2月に、独自の支援策として「新型コロナウイルス感染症被害対策融資」の取扱いを開始したほか、山梨県・長野県信用保証協会や同年5月に創設された無利子の制度融資を活用し、同感染症の影響を受けたお客様に対する金融支援に積極的に取組んでまいりました。同感染症の影響は、当初想定していた以上に長期化しており、引き続き、資金繰り相談や貸付条件変更等に、スピード感を持って真摯に対応しております。

令和4年3月末までの取組み状況

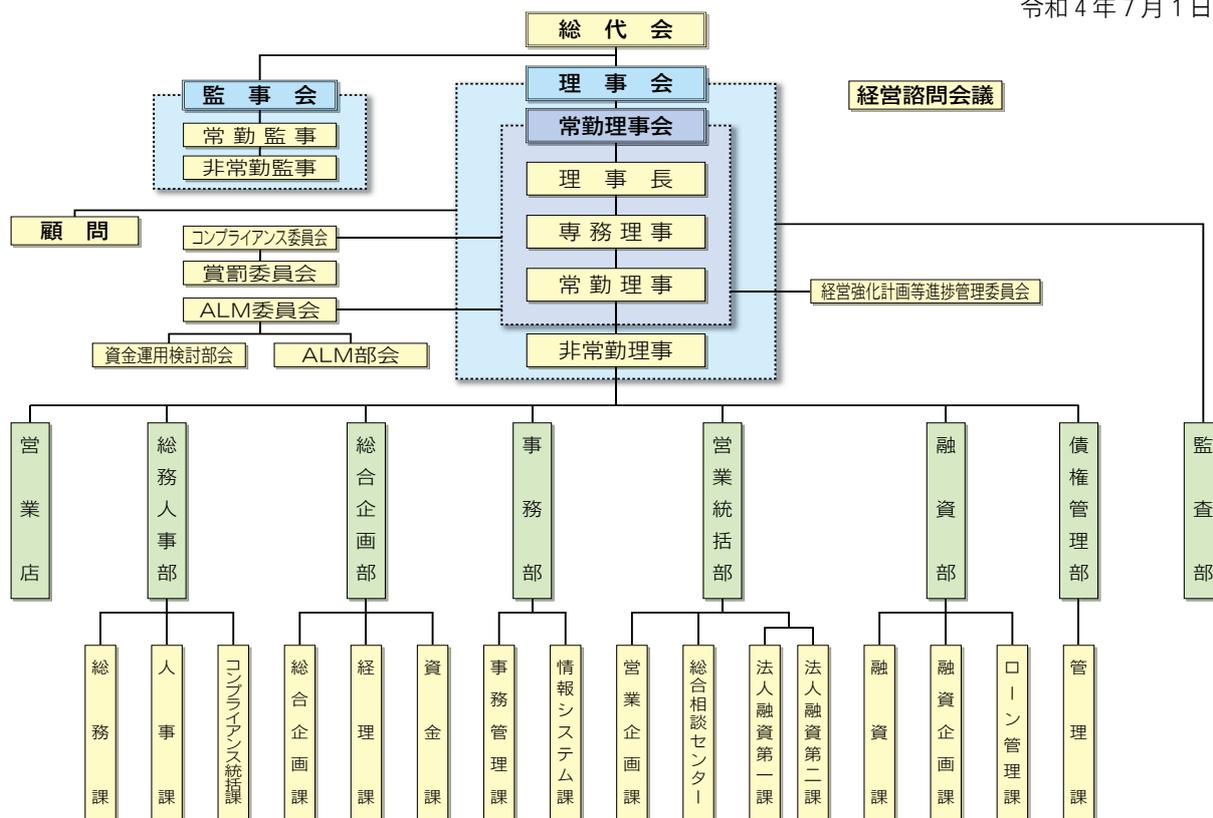
（単位：件、百万円）

経済変動対策融資 (新型コロナウイルス感染症対策関係)	実質無利子・無担保融資（令和2年5月以降の累計）			コロナ関連融資実績	
	融資先	融資決定件数 (保証承諾件数)	融資決定金額 (保証承諾金額)	実行件数	実行金額
	1,943	2,335	27,860	2,662	33,117

(注) 1. 実質無利子・無担保融資は、「国の補正予算成立を受けて新たに創設された制度融資（セーフティネット4号・同5号、同危機関連保証）の集計で、都道府県独自の制度融資に係る件数は含まれておりません。  
2. 融資決定件数（保証承諾件数）、融資決定金額（保証承諾金額）には、保証協会から保証承諾書を受領したものの件数金額を記載しています。

## 組織図

令和4年7月1日現在



◇当組合では、経営の客観性・透明性を確保し、ガバナンスを強化することを目的に、外部有識者による経営諮問会議を設け、経営全般について助言・提言をいただいております。

## 役員一覧 (令和4年7月1日現在)

常勤

理事長 南 邦 男  
 専務理事 井 垣 繁 人  
 理事 望 月 久 也  
 理事 荻 原 武 彦  
 監事 守 屋 稔

非常勤

理事 秋 山 勉  
 理事 齋 藤 茂  
 理事 長谷川 正一郎  
 理事 窪 田 高 幸  
 員外監事 中 込 正 純  
 員外監事 佐々木 正 彦

## 沿革

昭和28年5月 甲府中央信用組合として、甲府市相生町53番地にて営業開始  
 昭和33年12月 甲府市相生町53番地より、甲府市桜町13番地に事務所移転  
 昭和60年8月 信組共同センターに加入  
 平成15年1月 峡南信用組合と合併し営業開始  
 平成16年2月 谷村信用組合、美駒信用組合及びやまなみ信用組合と合併し、山梨県民信用組合として営業開始  
 平成20年11月 本店営業部を甲府市中央一丁目18番6号から甲府市相生一丁目2番34号に移転  
 平成21年9月 「経営強化計画」発表  
 平成21年10月 総合相談センター『パートナーズ』を甲府市中央一丁目18番6号に開設  
 平成24年8月 第2次「経営強化計画」発表  
 平成27年8月 第3次「経営強化計画」発表  
 平成30年6月 南邦男理事長就任、「経営改革プラン」発表  
 平成30年9月 第4次「経営強化計画」発表  
 令和3年9月 第5次「経営強化計画」発表

◇当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

## 会計監査人の氏名又は名称 (令和4年7月1日現在)

監査法人 コスモス

## 主要な事業の内容

### A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金 当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金・納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金 譲渡可能な定期預金を取扱っております。

### B. 貸出業務

- (イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ) 手形の割引 商業手形および為替手形の割引を取扱っております。

### C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債・地方債・社債・株式・その他の証券に投資しております。

### D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

### E. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金業務を取扱っております。

### F. 附帯業務

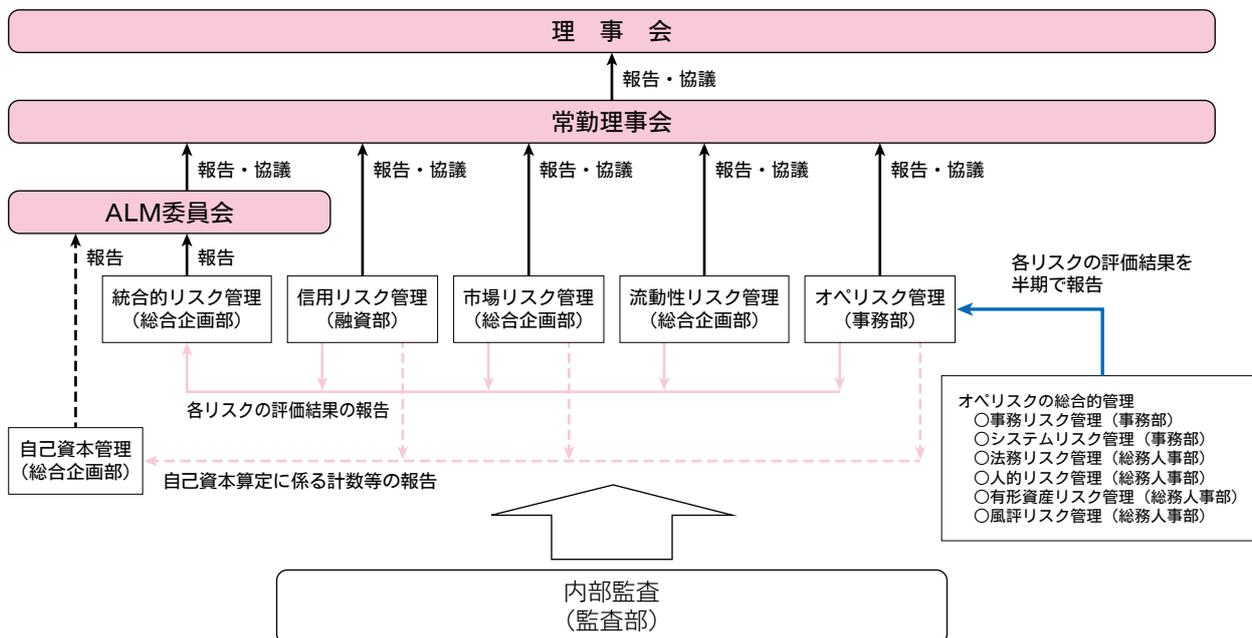
- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 代理業務
  - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(独)住宅金融支援機構等の代理貸付業務
  - (b) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- (ニ) 地方公共団体の公金取扱業務
- (ホ) 株式払込金の受入代理業務
- (ヘ) 貸金庫業務

## リスク管理体制

当組合では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけており、「リスク管理方針」を定め、直面する各種リスクを適切に管理するとともに、経営の健全性の維持と収益力の強化を図るため、管理体制の整備・強化に取り組んでおります。

業務の運営に際して発生する各種リスクについては、それぞれの主管部署で適正な管理に努めております。また、総合企画部が各種リスクについて総体的に捉え一元的に管理する「統合的リスク管理」を行うことにより、自己管理型のリスク管理に努めております。これらのリスクは、定期的に行われる「ALM委員会」に報告し、分析・評価のうえ、必要に応じて改善を図っております。

- 統合的リスク管理 …… それぞれのリスク種類毎に計測したリスク量を統合し、そのリスク量を当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、リスク管理を行うこと。



## ▶ コンプライアンス（法令等遵守）体制

コンプライアンス（法令等遵守）とは、企業倫理を確立し、法令をはじめ当組合内の諸規程、社会的規範および一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。経営の健全性を高め、社会からの揺るぎない信用・信頼を得るうえで不可欠なものであり、社会的責任と公共的使命の高い金融機関の役職員として、法令等の遵守はもちろんのこと、高い倫理観と常識を要求されていることを常に念頭において、良識ある行動をとらなければならないと考えております。

このため、当組合は法令等遵守態勢の整備・強化を経営方針の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、営業店および本部各部にコンプライアンス担当者を配置しており、年度毎にコンプライアンス・プログラム（推進計画）を策定し、態勢の整備・強化に向け、推進計画の実行、結果の検証、改善策の実施を繰り返すことにより、実効性のある実践に努めております。

また、職員がコンプライアンスを常に心掛ける組織風土を醸成し、強固な法令等遵守態勢の構築による自浄能力の強化を目的に、コンプライアンス担当者連絡協議会を開催しており、臨店によるヒアリングも行ってまいります。さらに事務の統一と厳正な事務処理の徹底を図るため、内部監査の強化および指摘事項に対する改善状況のフォローアップを行っております。

コンプライアンス委員会の委員長である理事長は、コンプライアンスの最高責任者として、あらゆる機会を捉え、法令等遵守に対する取組姿勢を職員に示し、法令等遵守の更なる推進を図っております。加えて、コンプライアンス委員会と賞罰委員会の事務分掌を明確化し、コンプライアンス委員会で問題点等を調査分析し、改善に向けた対策を検討のうえ各所管部署に改善実施を指示するとともに対策の事後検証を行っております。

また、賞罰委員会では、コンプライアンス委員会から付議された事案について具体的調査を行い厳正な処分を行うとともに、振込詐欺未然防止に努めた職員の表彰にも積極的に取組んでおります。

統括部署には、山梨県警OBの顧問が常駐し、顧問からは、全職員宛てメッセージとして、法令等遵守、反社会的勢力、および社会人または人としての倫理等に関する訓示を発信するとともに、定例臨店による個別指導も実施し、職員のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

なお、本部各部・全営業店は、毎月コンプライアンス・リスク研修会、通年における不祥事未然防止の啓発ビデオ研修、および四半期毎にマネー・ローダリング確認テスト、またはコンプライアンス理解度確認テスト等を実施し、さらに外部講師等による研修・オンラインセミナー等へ積極的に参加しております。研修会等を通じ、役職員のコンプライアンスに対する意識の醸成・向上を図るとともに、「お客様相談室」での相談等受付、SNSによる受付も可能とした「内部通報制度」の活用等、地域の皆様に一層信頼される金融機関となるよう組織的な態勢整備に取り組んでおります。

### コンプライアンス体制



## ▶ 適切な事務処理の実践について

### 皆様のベストパートナーをめざして！

1. お客様への集配金業務に関する組合ルールへの遵守
  - ・営業係が担当地区を越えて、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
  - ・営業係以外の職員が、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
  - ・同じ営業係が3年を超えて同じお客様を担当させていただくことはいたしません
2. お客様からお預かりする重要書類のお取り扱いに関する組合ルールへの遵守
  - ・預金証書や通帳等、お客様の大切な書類を理由なく14日を超えてお預かりすることはいたしません
  - ・現金や通帳等をお預かりする場合、預り証を必ず発行いたします
3. お客様と当組合における契約に関する組合ルールへの遵守
  - ・ご署名、ご捺印をお客様に代わって職員が行うことは（お客様にやむを得ない事情がある場合を除き）いたしません
  - ・新規個人向けカードローンご利用明細は、必ず郵送させていただきます

当組合は、誠実な業務の遂行を徹底してまいります。万一、当組合職員が上記に反し、不適切な業務を行った場合には、お客様にはお手数をおかけいたしますが、下記当組合「お客様相談室」までご連絡いただきたくお願い申し上げます。当組合は、お客様から頂戴したご意見やご要望等を真摯に受け止め、迅速に対応・解決を図ってまいります。

《お客様相談室連絡先》 フリーダイヤル 0120-117-786（受付時間 平日 午前9:00～午後5:15）

## 顧客保護等管理態勢

当組合では、お客様に安心してお取引いただけるよう「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護に取り組んでおります。

### ◆顧客説明管理態勢

当組合の商品・サービスをご利用されるお客様に対し、適切かつ十分な説明をすることで、お客様からの信頼に応えることを目的として「顧客説明マニュアル」等を作成し、職員の知識向上とお客様へのサービス向上に努めております。

また、ご融資取引時等における、保証契約について「経営者保証に関するガイドライン」を尊重・遵守し、誠実に対応することにより、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築、強化に努めております。

### ◆顧客情報管理態勢

お客様の情報に関しましては、「顧客情報管理マニュアル」等を作成し、内部研修に用いるなど情報の適切な管理に努めております。

また、個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）および個人情報保護宣言（プライバシー・ステートメント）をホームページに常時掲載するとともに、窓口にも掲示することにより公表しております。

### ◆顧客サポート等管理態勢

「顧客サポート等対応マニュアル」等を整備し、お客さまからのご照会、ご相談、ご要望、苦情及び紛争に対して、迅速、適切な対応を心がけております。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### ・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

【窓口：山梨県民信用組合 お客様相談室】フリーダイヤル 0120-117-786

受付時間：平日 午前9：00～午後5：15

なお、苦情等対応手続については、営業店掲示ポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>

このほか次の機関でも受け付けております。

【山梨県信用組合協会 山梨地区しんくみ苦情等相談所】

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00 電話：055-235-7340

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00 電話：03-3567-2456

### ・紛争解決措置

【弁護士会等】

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

これら機関で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室、またはしんくみ相談所等にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

# 総代会について

## 1. 総代会制度について

総会は「中小企業等協同組合法」、「協同組合による金融事業に関する法律」に定められた決算及び事業計画、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であります。

信用組合は、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することになります。また、組合員の総数が法定数（200人）を超える信用組合においては、定款の定めにより総会に代わるべき総代会を設けることが認められており、当組合はこれに該当します。

このため当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、組合員の中から選出された総代により総代会を運営しております。総代は組合員の代表として、組合員の総意を組合の経営に反映する重要な役割を担っております。通常総代会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集されることになっており、毎年6月に実施しております。

このほか、必要に応じて臨時総代会を開催いたします。

## 2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款及び総代選挙規約により実施されます。

### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は、3年です。
- ・総代の定数は120名以上150名以内で、組合員数に応じて選挙区（6区）ごとに定められております。

なお、令和4年7月1日現在の総代数は、139名となっております。

### 総代のみなさま

選挙区	総代氏名（敬称略、順不同）								氏名の後は就任回数
第1区 甲府地区 総代定数 35～40名	中沢 久④	藤巻忠雄④	中川直明④	高村昇二⑤	鈴木 博⑥	上田 朗⑤	小口 博⑤	網倉 靖⑥	
	高野修一⑥	竹野 満⑤	宮城秀治郎⑥	楢村陽子②	雨宮 孝①	土肥真澄⑤	箭本 浩⑥	山寺戦治④	
	河澄 明③	横内範男②	広瀬祐司①	岩下英二①	佐野芳人⑥	風間美幸⑥	小林成光⑥	真壁 彪⑥	
	清水光明⑥	飯室治之⑥	遠藤達夫⑥	斉藤良太①	志村豪紀①	伊藤正敏②	島田 稔⑤	米山義智⑥	
	河野 醇④	小澤康雄⑥	芦澤一夫⑥	粉川大介⑥	依田由紀夫③				他1名
第2区 峡中地区 総代定数 25～30名	高野 実⑤	石原行彦②	大沼武光②	樋口一二②	上野和彦④	稲垣正恵②	伊藤征雄②	岩下保廣⑥	
	角田孝義⑤	野口英夫⑥	青山一彦④	石井猛雄③	中込 功⑤	小松和夫⑤	小林利秋⑥	樋口健三⑤	
	窪田高幸⑥	清水光彌⑤	神澤安行⑤	前澤茂樹⑤	荒井義信①	櫻本四郎①	田島 誠⑤	井口 太⑤	
	細田健児④	多田 勝③	中沢 恒⑤	望月政英②	長田康永④	篠原 勉⑤			
第3区 峡東地区 総代定数 20～25名	小林行夫④	向山秀男④	藤巻眞史④	鈴木慎二③	秋山 勉⑤	日原光基③	窪田 清①	鮎川一幸⑥	
	広瀬博富⑤	杉山実光③	廣瀬富士男②	古澤清人②	小川徳正⑤	山口和美⑤	原 拓⑥	奥井光博⑥	
	若月行正④	秋山正文⑥	古屋照雄⑤	小菅一徳⑥	佐野十三雄⑥	松土栄治⑤			
第4区 峡北地区 総代定数 15～20名	高野豊村③	小林文武③	山田喜代美③	小泉 茂②	浅川 貴②	上村とき⑥	渡辺助直④	所 一郎④	
	日向 勝⑤	宮川祺三哉②	内田安雄⑥	河西政彦④	伊部袈裟晴①	三井正一①	由井茂延⑤	興水順彦⑤	
	三井静雄④								
第5区 峡南地区 総代定数 10～15名	青柳仁史⑥	深澤一正⑥	笠井 誠⑥	平田久和⑤	井上 悟⑥	浅野敬次⑥	望月勇雄⑥	渡辺正弘④	
	遠藤優志②	依田一彦⑥	望月千昭⑥	岩柳憲幸⑤				他1名	
第6区 郡内地区 総代定数 15～20名	堀内慎也⑤	土谷志満子⑥	中村幸雄⑥	長田富也⑥	志村司郎⑥	杉田 進①	平井 武①	高部政幸①	
	勝俣恒之⑥	渡邊一美⑥	三浦 剛⑤	加藤隆義④	井出與五衛門②	宮下俊吉②	志村吉康⑥	熊坂太郎④	
	森嶋正人⑤	小宮信正①	星野真太郎①						

(注) 氏名開示の同意を得られていない総代の方は、選挙区毎に他〇名と記載しております。

(2) 総代の選出方法

前記(1)の選挙区ごとに、その選挙区に所属する組合員の中から選挙者名簿を確定し、総代の選挙を行っております。

候補者の届出につきましては、総代候補者を推薦する組合員、または総代候補者になろうとする組合員が選挙長である理事長に総代立候補届を行い、選挙区ごとの候補者氏名を当組合の掲示場に公告しております。

なお、候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし、選挙は行っておりません。

3. 第69期通常総代会の決議事項

令和4年6月24日に第69期通常総代会を開催し、次の議案が上程され、それぞれ原案どおり承認されました。

- ・ 第1号議案 第69期損失処理(案)承認の件
- ・ 第2号議案 第70期事業計画(案)承認の件
- ・ 第3号議案 組合員の除名に関する件
- ・ 第4号議案 理事の任期満了による改選の件



第69期通常総代会

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会において決定しております。

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する基本報酬等	27

(注) 対象役員に該当する理事は2名、監事は1名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

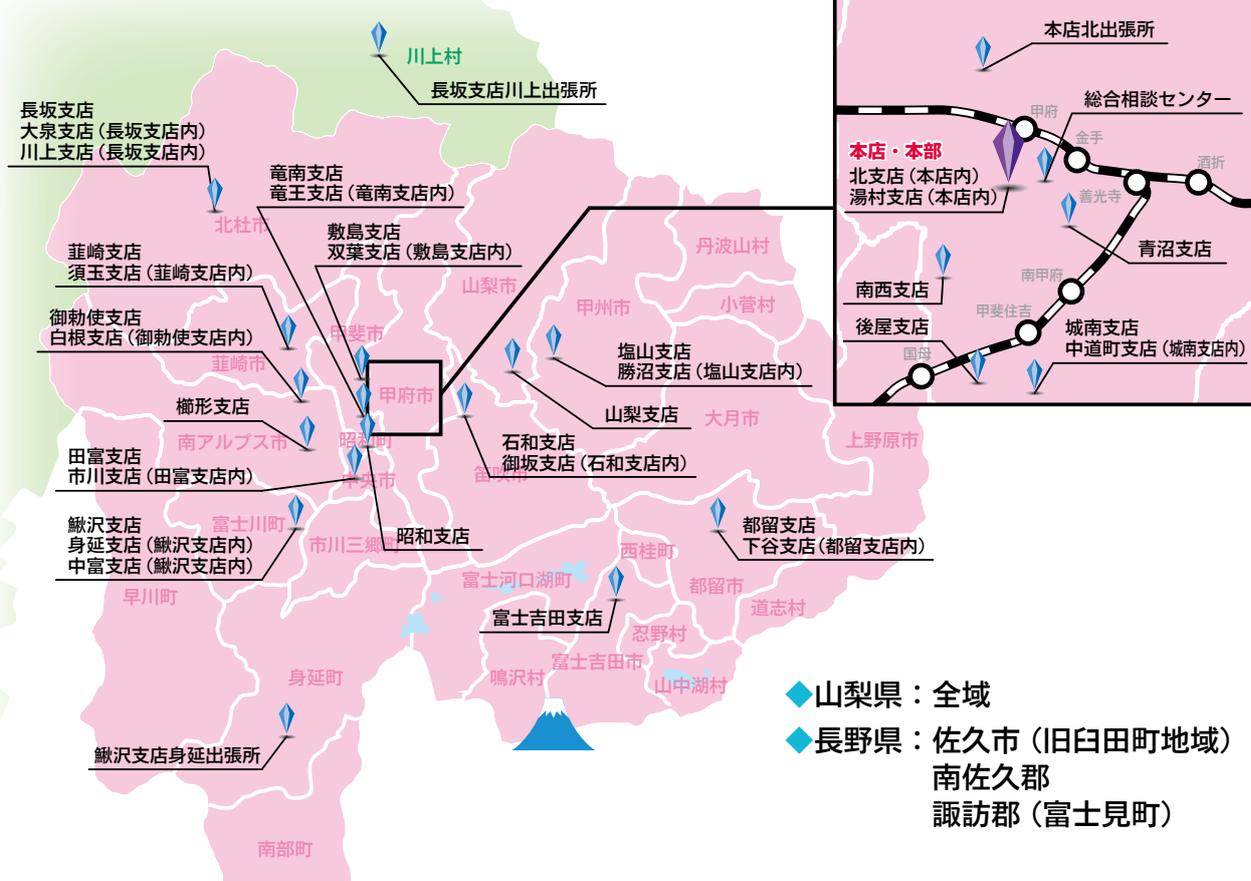
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

営業地区のご案内

◆ 34店舗のネットワーク



店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

令和4年7月1日現在

店舗番号	店名	住所	電話番号	ATM	店舗番号	店名	住所	電話番号	ATM
150	本 部	〒400-8691 甲府市相生 1-2-34	055-228-5151		301	葦崎支店 (葦崎支店内： 須玉支店)	〒407-0024 葦崎市本町 1-4-21	0551-22-2131	●●●
123	本 店 (本店内： 北支店・湯村支店)	〒400-0858 甲府市相生 1-2-34	055-220-7800	●●●●	308	長坂支店 (長坂支店内： 川上支店・大泉支店)	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条 2502-1	0551-32-2551	●●●●
202	本店北出張所	〒400-0026 甲府市塩部 1-9-8	055-252-3275	●●	311	長坂支店 川上出張所	〒384-1407 長野県南佐久郡川上村 御所平 1409-5	0267-97-2131	●●
101	都留支店 (都留支店内： 下谷支店)	〒402-0053 都留市上谷 2-1-10	0554-43-4151	●●●●	313	竜南支店 (竜南支店内： 竜王支店)	〒400-0114 甲斐市万才 330-1	055-276-8131	●●●●
102	富士吉田支店	〒403-0004 富士吉田市下吉田 4-5-19	0555-23-4151	●●●●	314	榊形支店	〒400-0305 南アルプス市十五所 745-1	055-282-1131	●●●●
206	田富支店 (田富支店内： 市川支店)	〒409-3843 中央市西花輪 4588	055-273-2508	●●●●	315	敷島支店 (敷島支店内： 双葉支店)	〒400-0124 甲斐市中下条 1582-2	055-277-2510	●●●●
208	青沼支店	〒400-0867 甲府市青沼 2-11-5	055-233-0205	●●●●	316	御勅使支店 (御勅使支店内： 白根支店)	〒400-0214 南アルプス市百々 2168-8	055-285-0714	●●
210	城南支店 (城南支店内： 中道町支店)	〒400-0845 甲府市上今井町 220-1	055-241-4111	●●●●	317	昭和支店	〒409-3863 中巨摩郡昭和町河東中島 298	055-275-2919	●●
215	石和支店 (石和支店内： 御坂支店)	〒406-0031 笛吹市石和町市部 1075	055-262-3635	●●●●	501	鵜沢支店 (鵜沢支店内： 身延支店・中富支店)	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鵜沢 1641-2	0556-22-4511	●●●●
219	南西支店	〒400-0046 甲府市下石田 2-11-5	055-228-7020	●●●●	504	鵜沢支店 身延出張所	〒409-2412 南巨摩郡身延町角打 3065	0556-62-1125	●●
223	後屋支店	〒400-0045 甲府市後屋町 500-2	055-243-3010	●●		総合相談センター	〒400-0032 甲府市中央 1-18-6	0120-732-711	
224	塩山支店 (塩山支店内： 勝沼支店)	〒404-0043 甲州市塩山下於曾 542	0553-32-3223	●●●●					
227	山梨支店	〒405-0006 山梨市小原西 91-1	0553-22-1221	●●●●					

〈ATMご利用時間〉 ●…平日 8:30 ~ 21:00 ●…土曜 9:00 ~ 21:00 ●…日曜 9:00 ~ 21:00 ●…祝日 9:00 ~ 21:00

## 店外ATM

令和4年7月1日現在

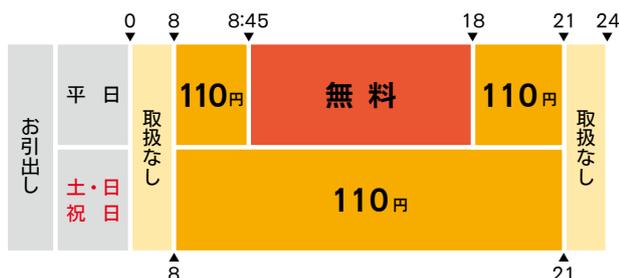
設置場所	平日	土曜	日曜	祝日	設置場所	平日	土曜	日曜	祝日
湯村SC出張所 甲府市千塚1-9-14	●	●	●	●	イオン石和出張所 笛吹市石和町松本222-1	●	●	●	●
甲府桜町通り出張所 甲府市中央1-18-6 (総合相談センター内)	●	●			セルバ御坂店出張所 笛吹市御坂町夏目原1116	●	●	●	●
イーストモール出張所 甲府市朝気3-1-12	●	●	●		牧丘出張所 山梨市牧丘町窪平61	●	●		
酒折出張所 甲府市酒折2-11-24	●	●			大泉出張所 北杜市大泉町西井出3380-1	●	●		
中道町出張所 甲府市上曾根町3008-1	●	●			須玉出張所 北杜市須玉町若神子2300-4	●	●	●	
ラザウォーク甲斐双葉出張所 甲斐市志田645-1	●	●	●	●	長坂SCきららシティ出張所 北杜市長坂町大八田102-1	◎	◎	◎	◎
竜王出張所 甲斐市篠原2666-1	●	●			武川出張所 北杜市武川町牧原1450-2	●	●		
イツモア双葉SC出張所 甲斐市龍地4445-1	●	●	●		白根出張所 南アルプス市飯野3439-2	●	●		
勝沼出張所 甲州市勝沼町勝沼3085	●	●			峡西病院出張所 南アルプス市下宮地421-1	○	○	○	
都留文科大学前出張所 都留市田原2-7-12	●	●	●	●	イトーヨーカ堂甲府昭和店出張所 中巨摩郡昭和町西条13-1	●	●	●	●
綿半都留店出張所 都留市四日市場155-1	◎	◎	◎	◎	DCMくらがねや富士川店出張所 南巨摩郡富士川町青柳町960-1	●	●	●	●
三ツ峠出張所 南都留郡西桂町小沼979-1	●	●			中富出張所 南巨摩郡身延町飯富1917	●	●	●	

<ATMご利用時間> ●…平日9:00～21:00 ●…土曜9:00～21:00 ●…日曜9:00～21:00 ●…祝日9:00～21:00  
 ◎…平日9:00～20:00 ◎…土曜9:00～20:00 ◎…日曜9:00～20:00 ◎…祝日9:00～20:00  
 ○…平日9:00～19:00 ○…土曜9:00～17:00 ○…日曜9:00～17:00

## 便利な提携ATM

以下の時間帯で当組合のキャッシュカードがご利用いただけます。  
 残高照会は手数料無料です。通帳・法人カードはご利用になれません。  
 セブン銀行のATMは24時間ご利用になれます。

### ●山梨中央銀行設置ATM



### ●セブン銀行ATM



### ●しんくみお得ねっと

全国の「しんくみお得ねっと」提携信用組合のATMでもお引出し手数料が無料（平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00）でご利用いただけます。

## インターネット・モバイルバンキング

『けんみん信組 インターネット・モバイルバンキング』は、インターネットを利用して、お取引口座の残高照会・入出金明細の照会がご利用いただけるサービスです。さらに、お取引口座から当組合の本支店および他金融機関への振込・振替もできる大変便利なサービスです。

また、個人向けインターネットバンキングサービスをご契約のお客様向けに、スマートフォンでご利用いただける『しんくみアプリ with CRECO (クレコ)』の取扱いを開始いたしました。インターネットバンキングの機能を連携することで、ご登録いただいている口座の残高、入出金明細情報の内容をカレンダー形式で手軽に便利にご確認いただけます。

更に、クレジットカードのご利用状況も一元管理することができ、一つのスマートフォンアプリで通帳とクレジットカードの管理が可能となります。

**個人のお客様**  
 モバイルでも  
 ご利用になれます！

**法人 個人事業主のお客様**  
 総合振込・給与振込・  
 資金移動もOK！

税金・各種料金払込サービス  
**ペイジー Pay-easy**  
 税金や公共料金も  
 簡単払込み！

ご利用に当たっては、当組合との「けんみん信組インターネット・モバイルバンキングサービス」のご契約が必要になります。詳しくは、HPをご覧ください。

## 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	15,167,434	5,036,693	預金積金	395,678,395	399,994,731
預け金	152,465,661	166,695,595	当座預金	4,342,960	3,936,677
有価証券	55,215,477	52,038,798	普通預金	140,973,291	145,139,978
国債	9,034,350	8,798,250	貯蓄預金	63,524	64,521
地方債	—	—	通知預金	2,125	2,125
社債	38,676,295	37,047,274	定期預金	230,710,910	224,424,648
株式	284,003	285,238	定期積金	18,138,422	15,717,517
その他の証券	7,220,828	5,908,035	その他の預金	1,447,160	10,709,262
貸出金	199,962,313	201,826,942	借入金	17,857,385	16,847,710
割引手形	429,771	381,184	借入金	57,385	47,710
手形貸付	14,265,433	18,382,349	当座借越	17,800,000	16,800,000
証書貸付	180,272,664	178,930,895	その他負債	1,627,919	1,317,696
当座貸越	4,994,444	4,132,513	未決済為替借	92,484	72,633
その他資産	3,299,225	3,282,325	未払費用	163,615	135,718
未決済為替貸	31,437	24,188	給付補填備金	10,725	9,178
全信組連出資金	2,590,000	2,590,000	未払法人税等	11,670	11,673
前払費用	—	—	前受収益	85,299	112,020
未収収益	374,832	408,379	払戻未済金	999,002	679,130
その他の資産	302,954	259,757	職員預り金	190,129	186,692
有形固定資産	7,553,410	7,359,612	リース債務	1,741	954
建物	1,435,884	1,544,241	資産除去債務	42,961	37,452
土地	5,069,049	5,053,414	その他の負債	30,289	72,243
リース資産	1,657	892	賞与引当金	49,948	47,971
建設仮勘定	90,310	—	偶発損失引当金	41,447	19,204
その他の有形固定資産	956,508	761,064	その他の引当金	8,254	5,753
無形固定資産	91,881	89,622	繰延税金負債	14,770	—
その他の無形固定資産	91,881	89,622	再評価に係る繰延税金負債	274,516	274,285
繰延税金資産	—	—	債務保証	527,537	418,696
債務保証見返	527,537	418,696	負債の部合計	416,080,173	418,926,049
貸倒引当金	△ 6,197,278	△ 5,701,758	(純資産の部)		
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,278,583)	(△ 3,933,459)	出資金	35,316,806	34,752,419
その他の引当金	△ 1,011	△ 1,000	普通出資金	6,416,806	5,852,419
			優先出資金	28,900,000	28,900,000
			利益剰余金	△ 23,917,134	△ 22,898,016
			利益準備金	—	—
			その他利益剰余金	△ 23,917,134	△ 22,898,016
			特別積立金	—	—
			当期末処理損失金	23,917,134	22,898,016
			組合員勘定合計	11,399,671	11,854,402
			その他有価証券評価差額金	38,803	△ 300,317
			土地再評価差額金	566,003	565,394
			評価・換算差額等合計	604,806	265,077
			純資産の部合計	12,004,478	12,119,480
資産の部合計	428,084,651	431,045,529	負債及び純資産の部合計	428,084,651	431,045,529

※ 貸借対照表の注記事項は、20・21ページに記載しております。

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法による算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- ただし、旧甲府中央信用組合、旧谷村信用組合は、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っておりません。
- (1) 旧美駒信用組合の土地の再評価
- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 再評価を行った年月日        | 平成10年3月31日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 505百万円     |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 860百万円     |
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第3号に定める固定資産課税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出し再評価を行いました。なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△598百万円でありました。
- (2) 旧やまなみ信用組合の土地の再評価
- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 再評価を行った年月日        | 平成11年3月25日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 574百万円     |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 1,055百万円   |
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の所在地により次のいずれかの方法により評価額を算出してあります。
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第3号(固定資産課税評価額に合理的な調整を行って算定する方法)又は第2条第4号(地価税の課税対象価格(路線価)に合理的な調整を行って算定する方法)による。
- なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△749百万円でありました。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法〔ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 15年～50年 |
| その他 | 3年～20年  |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産(リース資産)の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当の基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当ててあります。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,118百万円あります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。
9. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びに、これらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 年金資産の額                        | 238,577百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 229,590百万円 |
| 差引額                           | 8,987百万円   |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
- 1.794%
- (自 令和2年4月 至 令和3年3月)
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円あります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間12年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金250百万円を費用処理しております。なお、上記(2)の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額をその他の引当金として計上しております。
12. 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役員収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から取受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 5,701百万円

- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この結果、当事業年度の損益計算書は、経常収益が30百万円減少、経常費用が25百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ5百万円減少しております。
- なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除してありません。
16. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。
17. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日閣内閣令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 8百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 9,182百万円
20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。
- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,153百万円   |
| 危険債権額              | 8,139百万円   |
| 要管理債権額             | 205百万円     |
| 三月以上延滞債権額          | 14百万円      |
| 貸出条件緩和債権額          | 190百万円     |
| 小計額                | 11,497百万円  |
| 正常債権額              | 190,893百万円 |
| 合計額                | 202,390百万円 |

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、381百万円でありました。
22. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- |            |      |           |
|------------|------|-----------|
| 担保提供している資産 | 預け金  | 25,600百万円 |
|            | 有価証券 | 17,800百万円 |
|            | 借入金  | 16,800百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- |   |            |
|---|------------|
| 上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代埋店取引のため16,163百万円を担保として提供しております。 |            |
| 出資1口当たりの純資産額  | △2,867円27銭 |
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的・純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信履歴管理、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資関係部により行われ、また、定期的に経営陣を含めた審査会や常勤理事会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、信用リスクの管理状況については、融資部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部ミドル部門が、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において金利リスクを把握・確認のうえ、今後の対応等の協議を行っています。日常的には、総合企画部ミドル部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に従い、行っております。総合企画部フロント部門では、市場運用商品の運用を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、ミドル部門による継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債のリスク量をVaRにより計測し、そのリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理を行っております。VaRによる計測にあたっては、保有期間1年、信頼区間99%、観測期間2年により算出しており、当事業年度末現在のリスク量は、1,338百万円です。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づき、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金（*1）	166,695	166,930	234
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	8,613	8,637	23
その他有価証券	43,186	43,186	—
(3)貸出金（*1）	201,826	—	—
貸倒引当金（*2）	△ 5,690	—	—
	196,136	200,817	4,680
金融資産計	414,632	419,571	4,939
(1)預金積金（*1）	399,994	399,828	△ 165
(2)借入金（*3）	16,847	16,847	—
金融負債計	416,842	416,676	△ 165

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 借入金の「時価」には、帳簿価格を「時価」として記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額
- ② ①以外については、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*）	238
組合出資金（*）	2,594
合 計	2,833

(\*）非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	3,799	3,822	22
そ の 他	1,601	1,614	12
小 計	5,401	5,436	35

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	700	699	△ 0
そ の 他	2,512	2,501	△ 10
小 計	3,212	3,201	△ 11
合 計	8,613	8,637	23

(注) 1. 時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券 (単位：百万円)

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株 式	47	35	11
債 券	12,984	12,912	71
国 債	3,032	3,012	20
地 方 債	—	—	—
社 債	9,952	9,900	51
そ の 他	500	499	0
小 計	13,531	13,448	83

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株 式	—	—	—
債 券	28,361	28,738	△ 377
国 債	5,765	5,993	△ 228
地 方 債	—	—	—
社 債	22,595	22,744	△ 149
そ の 他	1,293	1,300	△ 6
小 計	29,654	30,038	△ 383
合 計	43,186	43,486	△ 300

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	2,999	10,385	12,831	17,705
国 債	—	—	—	8,798
地 方 債	—	—	—	—
社 債	2,999	10,385	12,831	8,907
そ の 他	1,099	4,509	298	—
合 計	4,099	14,894	13,129	17,705

30. 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,468百万円です。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条件が付けられております。また、契約後において必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸出金償却有税分	1,657
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,366
減損損失	409
未取利息	203
その他有価証券評価差額金	82
税務上の繰越欠損金	22,445
その他	62
繰延税金資産小計	26,255
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 22,445
将来減価一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,810
評価性引当額小計	△ 26,255
繰延税金資産合計	—

損益計算書の注記事項

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 157円79銭

3. 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴い、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失(千円)
甲府市内	遊休資産	土地、建物	954
甲府市外	遊休資産	土地、建物	4,041
合 計			4,996

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。当期においては、継続的な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

4. 当該事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、320,121千円です。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	5,971,127	5,227,673
資金運用収益	4,195,942	4,084,387
貸出金利息	3,650,504	3,469,709
預け金利息	209,898	205,786
有価証券利息配当金	259,343	280,402
その他の受入利息	76,196	128,488
役務取引等収益	335,542	303,004
受入為替手数料	145,049	112,471
その他の役務収益	190,493	190,532
その他業務収益	10,393	55,616
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	38,500
その他の業務収益	10,393	17,116
その他経常収益	1,429,249	784,664
償却債権取立益	390,590	330,987
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	1,038,658	453,677
経常費用	12,899,819	4,213,000
資金調達費用	126,302	86,516
預金利息	129,262	107,820
給付補填備金繰入額	4,034	3,335
借入金利息	△ 8,121	△ 25,652
その他の支払利息	1,126	1,013
役務取引等費用	456,558	403,730
支払為替手数料	84,176	69,895
その他の役務費用	372,381	333,835
その他業務費用	168,804	1,785
国債等債券売却損	127,800	—
国債等債券償還損	196	—
国債等債券償却	38,500	—
その他の業務費用	2,308	1,785
経費	3,196,939	3,025,267
人件費	1,812,533	1,646,223
物件費	1,290,629	1,227,700
税金	93,776	151,343
その他経常費用	8,951,215	695,700
貸倒引当金繰入額	1,574,581	333,344
貸出金償却	1,324,374	165,105
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	4	4
その他の経常費用	6,052,254	197,246
経常利益	△ 6,928,691	1,014,673

科 目	令和2年度	令和3年度
特別利益	4,132,397	86,214
固定資産処分益	30,000	84,746
その他の特別利益	4,102,397	1,467
特別損失	106,285	70,940
固定資産処分損	58,739	57,214
減損損失	33,182	4,996
その他の特別損失	14,363	8,729
税引前当期純利益	△ 2,902,579	1,029,947
法人税・住民税及び事業税	△ 39,545	11,669
法人税等調整額	△ 1,009	△ 231
法人税等合計	△ 40,554	11,438
当期純利益	△ 2,862,024	1,018,509
繰越金(当期首残高)	△ 21,057,761	△ 23,917,134
土地再評価差額金取崩額	2,651	608
当期末処理損失金	23,917,134	22,898,016

※ 損益計算書の注記事項は、21ページに記載しております。

## 損失金処理計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処理損失金	23,917,134	22,898,016
	—	—
繰越金(当期末残高)	△ 23,917,134	△ 22,898,016

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年5月16日

山梨県民信用組合

理事長 南 邦 男

## 法定監査の状況

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、「貸借対照表」「損益計算書」「損失金処理計算書」等につきまして、会計監査人である監査法人コスモスの監査を受けております。

## 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	第 65 期 平成29年度	第 66 期 平成30年度	第 67 期 令和元年度	第 68 期 令和 2 年度	第 69 期 令和 3 年度
業 務 純 益	894,918	△ 7,546	△ 973,388	2,062,633	1,076,105
経 常 収 益	5,769,038	5,563,525	5,988,495	5,971,127	5,227,673
経 常 利 益	△ 2,494,129	△ 12,416,242	△ 9,616,159	△ 6,928,691	1,014,673
当 期 純 利 益	△ 2,214,572	△ 6,683,751	△ 4,326,122	△ 2,862,024	1,018,509
預 金 積 金 残 高	391,290,024	387,892,819	386,783,638	395,678,395	399,994,731
貸 出 金 残 高	285,014,963	244,198,964	205,768,847	199,962,313	201,826,942
有 価 証 券 残 高	48,267,859	53,401,224	53,733,883	55,215,477	52,038,798
総 資 産 額	429,756,696	420,065,691	411,631,440	428,084,651	431,045,529
純 資 産 額	30,737,585	21,851,530	15,826,314	12,004,478	12,119,480
自己資本比率(単体)	13.31 %	10.43 %	8.88 %	7.57 %	7.83 %
出 資 総 額	40,324,123	37,868,311	36,300,448	35,316,806	34,752,419
出 資 総 口 数	17,374,123 口	14,918,311 口	13,350,448 口	12,366,806 口	11,802,419 口
出 資 に 対 す る 配 当 率 及 び 配 当 金	— % —	— % —	— % —	— % —	— % —
職 員 数	461人	424人	362人	316人	295人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。  
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## 経理・経営内容

### 経 費 の 内 訳 (単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
人 件 費	1,812,533	1,646,223
報 酬 給 料 手 当	1,433,676	1,309,409
退 職 給 付 費 用	174,178	126,603
そ の 他	204,677	210,210
物 件 費	1,290,629	1,227,700
事 務 費	565,741	524,510
固 定 資 産 費	287,531	237,066
事 業 費	62,865	56,734
人 事 厚 生 費	18,432	11,921
減 価 償 却 費	234,286	278,252
そ の 他	121,772	119,216
税 金	93,776	151,343
経 費 合 計	3,196,939	3,025,267

### 業 務 粗 利 益 及 び 業 務 純 益 等 (単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 収 益	4,195,942	4,084,387
資 金 調 達 費 用	126,302	86,516
資 金 運 用 収 支	4,069,639	3,997,871
役 務 取 引 等 収 益	335,542	303,004
役 務 取 引 等 費 用	456,558	403,730
役 務 取 引 等 収 支	△ 121,015	△ 100,726
そ の 他 業 務 収 益	10,393	55,616
そ の 他 業 務 費 用	168,804	1,785
そ の 他 の 業 務 収 支	△ 158,410	53,831
業 務 粗 利 益	3,790,213	3,950,976
業 務 粗 利 益 率	0.87%	0.92%
業 務 純 益	2,062,633	1,076,105
実 質 業 務 純 益	593,273	925,709
コ ア 業 務 純 益	759,770	887,209
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	759,770	887,209

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$3. \text{業務純益} = \text{業務収益} - (\text{業務費用} - \text{金銭の信託運用見合費用})$$

$$4. \text{実質業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額}$$

$$5. \text{コア業務純益} = \text{実質業務純益} - \text{国債等債券損益}$$

### 総 資 産 利 益 率 (単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
総 資 産 経 常 利 益 率	△ 1.59	0.23
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△ 0.66	0.23

(注)  $\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 経理・経営内容

## 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	令和2年度	433,734	4,195,942	0.96
	令和3年度	425,591	4,084,387	0.95
うち 貸出金	令和2年度	205,499	3,650,504	1.77
	令和3年度	199,703	3,469,709	1.73
うち 預け金	令和2年度	172,520	209,898	0.12
	令和3年度	168,689	205,786	0.12
うち 有価証券	令和2年度	53,118	259,343	0.48
	令和3年度	54,603	280,402	0.51
資金調達勘定	令和2年度	415,911	126,302	0.03
	令和3年度	419,471	86,516	0.02
うち 預金積金	令和2年度	402,928	133,297	0.03
	令和3年度	401,504	111,155	0.02
うち 譲渡性預金	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
うち 借入金	令和2年度	12,770	△ 8,121	△ 0.06
	令和3年度	17,770	△ 25,652	△ 0.14

## 役務取引の状況 (単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	335,542	303,004
受入為替手数料	145,049	112,471
その他の受入手数料	188,569	188,816
その他の役務取引等収益	1,923	1,716
役務取引等費用	456,558	403,730
支払為替手数料	84,176	69,895
その他の支払手数料	308,533	272,585
その他の役務取引等費用	63,847	61,250

## その他業務収益 (単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	38,500
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	10,393	17,116
その他業務収益合計	10,393	55,616

## 受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	△ 439,664	△ 111,554
支払利息の増減	△ 24,119	△ 39,786

## 総資金利鞘等 (単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り(a)	0.96	0.95
資金調達原価率(b)	0.79	0.74
総資金利鞘(a) - (b)	0.17	0.21

## 預貸率及び預証率 (単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度	
預貸率	(期末)	50.53	50.45
	(期中)	51.00	49.73
預証率	(期末)	13.95	13.00
	(期中)	13.18	13.59

## 1店舗当たりの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当たりの預金残高	10,991	11,764
1店舗当たりの貸出金残高	5,554	5,936

## 職員1人当たりの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
職員1人当たりの預金残高	1,252	1,355
職員1人当たりの貸出金残高	632	684

## 資金運用（貸出金）

## 貸出金種類別平均残高（単位：百万円、%）

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	599	0.29	355	0.17
手形貸付	18,875	9.18	14,964	7.49
証書貸付	180,545	87.85	180,203	90.23
当座貸越	5,478	2.66	4,180	2.09
合 計	205,499	100.00	199,703	100.00

## 消費者ローン・住宅ローン残高（単位：百万円、%）

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	6,521	28.33	6,127	27.12
住宅ローン	16,491	71.66	16,463	72.87
合 計	23,012	100.00	22,590	100.00

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額（単位：百万円、%）

区 分		金 額	構 成 比	債務保証見返額
有価証券	令和2年度末 令和3年度末	52 31	0.02 0.02	— —
動 産	令和2年度末 令和3年度末	1,439 1,329	0.71 0.65	— —
不 動 産	令和2年度末 令和3年度末	76,155 74,726	38.08 37.03	260 223
そ の 他	令和2年度末 令和3年度末	77 65	0.03 0.03	— —
小 計	令和2年度末 令和3年度末	82,079 80,173	41.04 39.72	278 234
信用保証協会・信用保険	令和2年度末 令和3年度末	38,060 39,154	19.03 19.40	106 76
保 証	令和2年度末 令和3年度末	14,359 14,592	7.18 7.23	20 17
信 用	令和2年度末 令和3年度末	65,462 67,906	32.73 33.65	121 90
合 計	令和2年度末 令和3年度末	199,962 201,826	100.00 100.00	527 418

## 貸出金使途別残高（単位：百万円、%）

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	131,308	65.66	134,032	66.40
設 備 資 金	68,654	34.33	67,794	33.59
合 計	199,962	100.00	201,826	100.00

## 貸出金金利区分別残高（単位：百万円）

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利貸出	124,811	126,177
変動金利貸出	75,150	75,649
合 計	199,962	201,826

## 貸出金業種別残高・構成比（単位：百万円、%）

業 種 別	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	15,799	7.90	16,639	8.24
農 業、林 業	3,656	1.82	3,457	1.71
漁 業	5	0.00	4	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	340	0.17	313	0.15
建 設 業	21,139	10.57	21,134	10.47
電気、ガス、熱供給、水道業	1,981	0.99	2,192	1.08
情 報 通 信 業	464	0.23	512	0.25
運 輸 業、郵 便 業	6,107	3.05	6,042	2.99
卸 売 業、小 売 業	14,582	7.29	15,249	7.55
金 融 業、保 険 業	568	0.28	358	0.17
不 動 産 業	24,395	12.20	25,481	12.62
物 品 賃 貸 業	1,435	0.71	1,638	0.81
学術研究、専門・技術サービス業	44	0.02	43	0.02
宿 泊 業	1,588	0.79	1,513	0.75
飲 食 業	2,665	1.33	2,564	1.27
生活関連サービス業、娯楽業	354	0.17	359	0.17
教育、学習支援業	154	0.07	70	0.03
医 療、福 祉	1,327	0.66	1,182	0.58
その他のサービス	19,762	9.88	19,949	9.88
その他の産業	1,309	0.65	1,500	0.74
小 計	117,684	58.85	120,209	59.56
地方公共団体	47,910	23.95	49,274	24.41
個人（住宅・消費・納税資金等）	34,366	17.18	32,342	16.02
合 計	199,962	100.00	201,826	100.00

## 資金運用（貸出金）

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円）

区 分	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保全率 (%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (%) (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	3,392	1,679	1,713	3,392	100.00
	令和3年度	3,153	1,718	1,434	3,153	100.00
危 険 債 権	令和2年度	8,523	3,407	2,564	5,972	70.07
	令和3年度	8,139	3,593	2,498	6,092	74.85
要 管 理 債 権	令和2年度	1,002	373	222	595	59.37
	令和3年度	205	75	59	135	65.86
不 良 債 権 計	令和2年度	12,918	5,460	4,500	9,960	77.10
	令和3年度	11,497	5,388	3,992	9,380	81.59
正 常 債 権	令和2年度	187,743				
	令和3年度	190,893				
合 計	令和2年度	200,662				
	令和3年度	202,390				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1,2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1,2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は償却後の計数です。

## 資金運用（貸出金）

## 貸倒引当金の内訳（単位：百万円）

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	増減額	金 額	増減額
一般貸倒引当金	1,918	△ 1,469	1,768	△ 150
個別貸倒引当金	4,278	△ 10,713	3,933	△ 345
合 計	6,197	△ 12,182	5,701	△ 495

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

## 貸出金償却額（単位：百万円）

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	1,324	165

## 資金運用（有価証券）

## 有価証券種類別残存期間別残高（単位：百万円）

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	令和2年度末 令和3年度末	— —	— —
地 方 債	令和2年度末 令和3年度末	— —	— —	— —	— —
短期社債	令和2年度末 令和3年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	令和2年度末 令和3年度末	6,660 2,999	11,196 10,385	10,386 12,831	10,432 10,831
株 式	令和2年度末 令和3年度末	284 285	— —	— —	— —
外国証券	令和2年度末 令和3年度末	1,299 1,099	4,807 4,509	1,113 298	— —
その他の証券	令和2年度末 令和3年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	令和2年度末 令和3年度末	8,244 4,384	16,004 14,894	11,499 13,129	19,467 19,629

## 有価証券種類別平均残高（単位：百万円、%）

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	4,913	9.25	9,006	16.49
地 方 債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	38,520	72.51	38,954	71.34
株 式	273	0.51	273	0.50
外国証券	9,410	17.71	6,368	11.66
その他の証券	—	—	—	—
合 計	53,118	100.00	54,603	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

## 有価証券、金銭の信託等取得価格または契約価格、時価及び評価損益（単位：百万円）

区 分	令和2年度末			令和3年度末		
	取得価格又は契約価格	時 価	評価損益	取得価格又は契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	55,161	55,264	102	52,339	52,062	△ 276
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
デリバティブ等商品	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「時価」欄は、時価のあるものについては市場価格等に基づく期末日時価、それ以外のものは帳簿価格です。詳細につきましては、貸借対照表の注記をご参照ください。  
2. デリバティブ等商品の取り扱いはありません。

## 資金調達

## 預金種目別平均残高 (単位: 百万円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	141,611	35.14	158,099	39.37
定期性預金	261,317	64.85	243,405	60.62
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	402,928	100.00	401,504	100.00

## 預金者別預金残高 (単位: 百万円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	319,004	80.62	313,794	78.44
法人	76,673	19.37	86,200	21.55
一般法人等	56,107	14.17	52,850	13.21
金融機関	15	0.00	147	0.03
公 金	20,551	5.19	33,203	8.30
合 計	395,678	100.00	399,994	100.00

## 財形貯蓄残高 (単位: 百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
財形貯蓄残高	1,280	1,228

## 定期預金種類別残高 (単位: 百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利預金	230,616	224,346
変動金利預金	94	78
合 計	230,710	224,424

## その他業務

## 代理貸付業務の内訳 (単位: 百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
全国信用協同組合連合会	178	144
(株)商工組合中央金庫	144	102
(株)日本政策金融公庫	158	134
(株)住宅金融支援機構	7,774	7,537
財年金住宅福祉協会	49	35
そ の 他	69	60
合 計	8,374	8,015

## 内国為替取扱実績 (単位: 百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金 振込	他の金融機関向け	203,013	173,184	203,263	155,163
	他の金融機関から	431,678	215,238	414,975	206,433

## 当組合の子会社

該当ありません

## 国際業務 (単位: 千ドル)

## 【外国為替取扱高】

区 分	令和2年度		令和3年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
買 易	45	1,816	45	1,288
買 易	15	282	7	20

## 証券業務

【公共債引受業務】 …… 該当事項はありません

【公共債窓販業務】 …… 該当事項はありません

【外貨建資産残高】 …… 該当事項はありません

## 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	11,399	11,854
うち、出資金及び資本剰余金の額	35,316	34,752
うち、利益剰余金の額	△ 23,917	△ 22,898
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,918	1,768
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,918	1,768
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,318	13,622
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	66	64
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	66	64
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	66	64
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ハ))	13,251	13,557

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	166,724	165,301
資産（オン・バランス）項目	166,434	165,056
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス等取引項目	289	245
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,219	7,674
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	174,944	172,976
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率（(イ)/(二)）	7.57	7.83

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により算出しております。

## ● 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からお預りしている普通出資金、上部団体である全国信用協同組合連合会からの優先出資金および利益剰余金等が該当します。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。これらの発行主体はいずれも当組合であります。

区 分	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (百万円)	配 当 率
普通出資	5,852	—
非累積的永久優先出資	1,000	(配当率) 5年物 TONAスワップレート + 調整レート(0.059%) + スプレッド
〃	5,400	(配当率) 5年物 TONAスワップレート + 調整レート(0.059%) + スプレッド
〃	22,500	(配当率) 12ヶ月円TIBORレート + 1.54%

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	166,724	6,668	165,301	6,612
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	166,724	6,668	165,301	6,612
(i) ソブリン向け	1,007	40	881	35
(ii) 金融機関向け	32,468	1,298	34,815	1,392
(iii) 法人等向け	37,585	1,503	36,965	1,478
(iv) 中小企業等・個人向け	32,606	1,304	32,539	1,301
(v) 抵当権付住宅ローン	2,398	95	2,609	104
(vi) 不動産取得等事業向け	29,298	1,171	29,958	1,198
(vii) 三月以上延滞等	903	36	482	19
(viii) 出資等	278	11	278	11
出資等のエクスポージャー	278	11	278	11
重要な出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外に係るエクスポージャー	15,286	611	12,786	511
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,590	103	2,590	103
(xi) その他	12,300	492	11,392	455
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	8,219	328	7,674	306
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	174,944	6,997	172,976	6,919

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。  
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。  
5. 上記の「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、取立未済手形、名寄せ後1億円超のエクスポージャーなどが含まれます。  
6. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### ● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、所要自己資本額を大幅に上回っており経営の健全性・安全性に問題はありません。

また、将来の自己資本充実策につきましては、年度毎の事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本積上げを第一義的施策として考えております。

## 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 &lt;業種別・地域別・残存期間別&gt;

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー				
			貸出金、貸出金に準 ずる資産、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引						
	業種区分	地域区分	期間区分	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製 造 業				22,663	22,615	16,558	17,410	6,105	5,205	—	—	209	129
農 業、 林 業				4,126	3,926	4,126	3,926	—	—	—	—	80	25
漁 業				5	4	5	4	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業				1,025	914	625	313	400	600	—	—	—	—
建 設 業				24,067	24,005	22,566	22,504	1,501	1,500	—	—	302	149
電気、ガス、熱供給、水道業				4,322	4,953	2,119	2,336	2,203	2,616	—	—	6	—
情 報 通 信 業				1,366	1,117	465	516	900	600	—	—	7	—
運 輸 業、 郵 便 業				7,392	6,861	6,492	6,361	900	500	—	—	5	26
卸 売 業、 小 売 業				20,311	21,642	15,503	16,120	4,808	5,522	—	—	132	87
金 融 業、 保 険 業				15,062	12,509	617	370	14,444	12,138	—	—	—	—
不 動 産 業				33,316	33,371	25,745	26,956	7,570	6,414	—	—	194	33
物 品 賃 貸 業				1,435	1,638	1,435	1,638	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業				44	43	44	43	—	—	—	—	0	—
宿 泊 業				1,608	1,533	1,608	1,533	—	—	—	—	1	1
飲 食 業				3,094	2,924	3,094	2,924	—	—	—	—	42	12
生活関連サービス業、娯楽業				955	959	355	359	600	600	—	—	0	0
教育、学習支援業				254	170	154	70	100	100	—	—	—	—
医 療、 福 祉				1,728	2,198	1,328	1,183	400	1,015	—	—	—	—
その他のサービス				29,129	29,446	23,124	23,141	6,004	6,304	—	—	216	99
その他の産業				1,363	1,538	1,363	1,538	—	—	—	—	0	0
国・地方公共団体等				57,151	58,287	48,140	49,275	9,011	9,011	—	—	—	—
個 人				25,186	23,860	25,186	23,860	—	—	—	—	286	117
そ の 他				177,653	181,557	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計				433,265	436,079	200,662	202,390	54,950	52,131	—	—	1,485	683
国 内				426,037	430,156	200,662	202,390	47,721	46,207	—	—	1,485	683
国 外				7,228	5,923	—	—	7,228	5,923	—	—	—	—
地 域 別 合 計				433,265	436,079	200,662	202,390	54,950	52,131	—	—	1,485	683
1 年 以 下				42,570	38,491	34,604	34,388	7,966	4,103	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下				22,285	22,586	15,075	15,674	7,210	6,912	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下				28,495	25,427	19,683	17,408	8,812	8,018	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下				24,430	26,362	17,509	18,648	6,921	7,714	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下				62,857	69,556	58,253	64,045	4,604	5,511	—	—	—	—
10 年 超				72,403	69,614	54,873	51,650	17,529	17,964	—	—	—	—
期間の定めのないもの				180,222	184,039	663	575	1,906	1,906	—	—	—	—
そ の 他				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計				433,265	436,079	200,662	202,390	54,950	52,131	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. 地域別に記載されております国外のエクスポージャーには、当組合の保有している外国債券等を記載しております。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳（27ページ）をご参照ください

## (3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	1,849	459	459	515	1,658	51	186	408	459	515	76	84
農業、林業	285	18	18	33	274	16	11	2	18	33	100	—
漁業	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	232	232	172	7	—	—	232	232	172	12	—
建設業	2,186	533	533	372	1,915	232	270	301	533	372	164	9
電気、ガス、熱供給、水道業	18	—	—	—	18	—	—	—	—	—	14	—
情報通信業	22	42	42	37	17	6	5	35	42	37	—	—
運輸業、郵便業	197	358	358	424	134	76	63	282	358	424	—	0
卸売業、小売業	2,114	572	572	506	1,943	139	170	430	572	506	98	26
金融業、保険業	—	16	16	17	—	—	—	16	16	17	—	—
不動産業	2,640	463	463	487	2,618	8	22	609	463	487	407	1
物品賃貸業	47	—	—	0	47	—	—	—	—	0	1	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	283	—	—	8	283	—	—	—	—	8	1	—
飲食業	1,384	150	150	3	1,368	131	15	18	150	3	18	14
生活関連サービス業、娯楽業	89	—	—	—	89	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	37	37	—	—	37	—	—	37	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
その他のサービス業	1,201	687	687	809	1,104	35	102	654	687	809	314	19
その他の産業	33	—	—	0	33	—	0	—	—	0	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	2,626	703	703	543	2,240	92	386	457	703	543	110	7
その他	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	3	0
合計	14,992	4,278	4,278	3,933	13,757	828	1,234	3,449	4,278	3,933	1,324	165

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## (4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	103,342	—	96,296
10%	—	10,927	—	10,233
20%	12,131	153,602	12,126	167,343
35%	—	6,781	—	7,395
50%	19,620	3,052	18,968	2,415
75%	—	42,426	—	42,675
100%	1,965	73,094	1,602	71,703
150%	—	180	—	177
250%	—	6,140	—	5,139
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	33,717	399,548	32,698	403,381

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

## ● リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクと認識のうえ、与信業務の基本的理念や体制・手法等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築するよう努めております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産の自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などの分析に注力しております。

また、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し相互に牽制が働く体制としています。さらに、案件に応じて審査会および理事会等において合議するなど二重三重のチェックを行う審査体制となっております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署がかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な管理態勢を構築しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、担保・保証等を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づき算出し、実質破綻先および破綻先については、債権額から取立て不能見込額として損失処理した額を除き、さらに担保・保証等を除いた未保全額に対して引当を行っております。なお、それぞれの結果については公認会計士の外部監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

## ● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

◇株式会社格付投資情報センター（R&I） ◇ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）  
◇株式会社日本格付研究所（JCR） ◇スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）

## 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,981	4,646	4,278	3,755	—	—
① ソ プ リ ン 向 け	—	—	—	—	—	—
② 金 融 機 関 向 け	—	—	—	—	—	—
③ 法 人 等 向 け	416	472	14	23	—	—
④ 中 小 企 業 等 ・ 個 人 向 け	3,664	3,170	3,916	3,433	—	—
⑤ 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	10	11	235	208	—	—
⑥ 不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	566	640	53	54	—	—
⑦ 三 月 以 上 延 滞 等	4	15	22	5	—	—
⑧ 出 資 等	—	—	—	—	—	—
⑨ そ の 他	318	336	36	29	—	—

(注) 1. 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示22号）第45号（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

3. 上記の「その他」とは、①～⑥に区分されないエクスポージャーです。具体的には、名寄せ後1億円超エクスポージャーなどが含まれます。

## ● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資審査において、資金使途、財務内容、返済原資、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保および保証による保全措置は、あくまでも補完的な措置と考えており、担保や保証に過度に依存しない融資の推進態勢強化に取り組んでおります。ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合は、お客様へ十分な説明を行い、ご理解をいただいたうえで、ご契約していただくなど、適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める融資事務取扱要領等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、万が一お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金積金の相殺等を適用する場合がありますが、当組合が定める取扱要領等により適切な取扱いを行っております。

信用リスク削減手法には、自組合預金積金、上場株式、国、地方公共団体、一定以上の格付けが適格格付機関により付与されている法人による保証が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、住宅金融支援機構や政府関係機関の保証は、政府保証と同様に判定しております。また、法人による保証は、適格格付機関から付与されている格付けにより判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません

## オペレーショナルリスクに関する事項

## ● リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象によることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と認識しています。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分し、リスクの特定、洗い出しを行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

これらリスクに関しましては、定期的に常勤理事に報告するなど、適切な管理に努めております。

## ● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

## (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	45	45	47	47
非 上 場 株 式 等	2,833	2,833	2,833	2,833
合 計	2,878	2,878	2,880	2,880

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

## (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は含まれておりません。

## (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	10	11

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

## (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません

## ● 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の下落を想定したストレステスト等によるリスク計測・リスク分析によって把握しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、その他事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項はありません

## 金利リスクに関する事項

## &lt;銀行勘定の金利リスク (IRRBB)&gt;

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末
1	上方パラレルシフト	5,124	4,721	586	307
2	下方パラレルシフト	0	0	1,566	1,752
3	ステッパー化	3,415	3,152		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,124	4,721	1,566	1,752
		令和2年度末		令和3年度末	
8	自己資本の額	13,251		13,557	

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末から△EVE、令和2年3月末から△NIIを開示しております。

※△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの、△NIIは金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

## ● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変化によって受ける期間損益や資産価値への影響をいいますが、当組合においては、その影響度合に対して定期的に分析および報告するなど金利リスク管理態勢の強化を図っております。

具体的には、一定の金利ショックによる金利リスク量をALM（資産と負債の総合的管理）システム等により定期的に計測し、ALM部会において分析・評価を行い、経営陣を中心としたALM委員会に報告のうえ協議検討を行うなど、資産と負債の最適化に向けたリスクのコントロールに努めております。

## 用語の解説

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことです。
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクのことです。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことです。
オペレーショナル・リスク	信用組合の業務上において、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法のことです。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）に対し、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことであり、自己資本比率規制においてリスク・アセットを算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。
エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

## 各種お問い合わせ先

## ご意見・ご相談等について

## ■お客様相談室

☎ 0120-117-786

FAX : 055-222-1517

E-mail : yks-e301@yamanashikenmin.shinkumi.jp

■受付時間 平日 9:00～17:15

## 個人情報の取扱いについて

## ■お客様相談室

☎ 0120-117-786

FAX : 055-222-1517

E-mail : yks-e301@yamanashikenmin.shinkumi.jp

■受付時間 平日 9:00～17:15

## キャッシュカード等の盗難・紛失について

営業時間外は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

## ■信組ATMセンター

TEL : 047-498-0151 (通話料がかかります)

■受付時間 原則24時間365日受け付けます。

※ただし、第2・第4日曜日の前日23:45～当日7:00

までは、システムメンテナンスのためお取扱いできません。

※平日8:30～17:15までは、各お取引店でも承ります。

※紛失・盗難につきましては、警察署にもお届けください。

## インターネットモバイルバンキングについて

## ■けんみん信組インターネットバンキングヘルプデスク

☎ 0120-565-657

■受付時間 平日 9:00～24:00

土・日・祝日 9:00～17:00

※1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日

はヘルプデスクの休止日となっております。

## でんさいネットについて

## ■しんくみでんさいヘルプデスク

☎ 0120-230-605

■受付時間 平日 9:00～18:00

## 事業相談・個人向けローンや年金相談について

## ■総合相談センター『パートナーズ』

☎ 0120-732-711 (総合相談ダイヤル)

☎ 0120-487-652 (年金相談ダイヤル)

■受付時間 平日 9:00～17:15

## 『経営者保証に関するガイドライン』の適用等に関する苦情相談受付窓口

## ■フリーダイヤル

☎ 0120-305-338

■受付時間 平日 9:00～17:15

## 金融円滑化への取組み強化に関する苦情相談について

## ■フリーダイヤル

☎ 0120-305-338

■受付時間 平日 9:00～17:15

## 振り込め詐欺被害者救済法について

## ■お客様相談室

☎ 0120-117-786

■受付時間 平日 9:00～17:15

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、\*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

◎印は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	2	<b>【貸出金に関する指標】</b>	
経営理念・経営方針	2	貸出金種類別平均残高 *	25
<b>【概況・組織】</b>		担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	25
当組合の概要	1	貸出金金利区分別残高 *	25
事業の組織（組織図） *	11	貸出金使途別残高 *	25
役員一覧（理事及び監事の氏名役職名） *	11	貸出金業種別残高・構成比 *	25
会計監査人の氏名又は名称 *	11	預貸率（期末・期中平均） *	24
沿革	11	消費者ローン・住宅ローン残高	25
営業地区のご案内	17	代理貸付残高の内訳	28
店舗一覧（事務所の名称・所在地） *	17	職員1人当たり貸出金残高	24
子会社の状況	28	1店舗当たり貸出金残高	24
総代会について	15～16	<b>【有価証券に関する指標】</b>	
報酬体系について	16	商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
<b>【主要事業内容】</b>		有価証券の種類別平均残高 *	27
主要な事業の内容 *	12	有価証券種類別残存期間別残高 *	27
信用組合の代理業者 *	取扱いなし	預証率（期末・期中平均） *	24
<b>【業務に関する事項】</b>		<b>【経営管理体制に関する事項】</b>	
事業の概況 *	3～4	法令遵守の体制 *	13
経常収益 *	23	適切な事務処理の実践について	13
業務純益	23	リスク管理の体制 *	12
経常利益（損失） *	23	顧客保護等管理態勢	14
当期純利益（損失） *	23	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	14
出資総額、出資総口数 *	23	<b>【財産の状況】</b>	
純資産額 *	23	貸借対照表、損益計算書、	
総資産額 *	23	剰余金処分（損失金処理）計算書 *	19～22
預金積金残高 *	23	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ◎	26
貸出金残高 *	23	自己資本の充実の状況 *	29～36
有価証券残高 *	23	有価証券、金銭の信託等の評価 *	27
単体自己資本比率 *	23	外貨建資産残高	28
出資配当金 *	23	貸倒引当金（期末残高・期中増減額） *	27
職員数 *	23	貸出金償却の額 *	27
<b>【主要業務に関する指標】</b>		財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	22
業務粗利益及び業務粗利益率 *	23	会計監査人による監査 *	22
資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支 *	23	<b>【その他の業務】</b>	
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘 *	24	内国為替の取扱実績	28
受取利息、支払利息の増減 *	24	外国為替取扱高	28
役員取引の状況	24	公共債窓販業務	28
その他業務収益の内訳	24	公共債引受業務	28
経費の内訳	23	<b>【その他】</b>	
総資産経常利益率 *	23	地域社会への取組み	5～10
総資産当期純利益率 *	23	中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況 *	9～10
<b>【預金に関する指標】</b>		各種お問い合わせ先	37
預金種目別平均残高 *	28		
預金者別預金残高	28		
財形貯蓄残高	28		
職員1人当たり預金残高	24		
1店舗当たり預金残高	24		
定期預金種類別残高 *	28		



うさみん

うさけん

# 山梨県民信用組合

本部 〒400-8691 山梨県甲府市相生一丁目2番34号  
TEL (055) 228-5151(代表) FAX (055) 228-5106  
<https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>



私たちは  
献血推進キャンペーンを  
応援しています。

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

当組合は、持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。